

琉球大学学術リポジトリ

近世琉球末期の廟議をめぐる清朝官僚との問答 —「廟制求教」の論理とその受容—

メタデータ	言語: ja 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2022-04-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 前村, 佳幸 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002017887

近世琉球末期の廟議をめぐる清朝官僚との問答 — 「廟制求教」の論理とその受容 —

前村 佳幸*

A Problem Concerning the Ancestral Ritual of a Royal Family and the Acceptance of the Theory
in the Document *Byosei Kyukyo* Compiled in the Form of Questions and Answers with a Chinese Mandarin
in the Late Early Modern Ryukyu

Yoshiyuki MAEMURA

はじめに

近世琉球においては、仏寺境内に場を置きながらも、より中国的な理念を意識した宗廟制度の整備が進められた。その際には、導入すべき制度の趣旨について、王府の命令による学識者の審議を経て高官の合意による典礼化がなされた。そのため、中国の典拠が吟味された点を軽視することはできない。王府の僉議記録が遺されている場合、これが基本史料となることはいうまでもないが、中国の宗廟祭祀をめぐる故事と歴代の廟議、そして根拠とされた経書類についても十分に理解しておく必要がある。そうすることにより、受容する文化の論理が受容する側に及ぼす影響と摩擦とを見据えた理解が可能となるからである。

この観点から、本稿では、那覇市歴史博物館所蔵の尚家文書第四四七号「咸豊八年より同治元年迄 僉議」の内、「尙 僉議 御寢廟」に収録される「廟制求教」上下巻の内容全体の整理をはかる。この史料は、咸豊五年（一八五五）、「周九廟之図并円覚寺御廟之図」と同じ時期、尚泰の王代初期における廟議の際に成立した。北京大通事として中国に渡航した当山里主親雲上が清朝の科挙出身官僚の林駿声に質問して、その問答をまとめたものである。この史料では、北宋の陳祥道、明末清初の

柴紹炳、乾隆期の林喬蔭など、「周九廟之図并円覚寺御廟之図」とは別の宗廟制度に関する中国学者の言説があり、その典拠も含めて精読することが、琉球の廟議にどのような影響を及ぼしたのか理解を深める上で不可欠な作業となる。

「廟制求教」の原文は俗字や異体字も多いが楷書で返り点と送り仮名が附されており、訂正箇所もあり、おそらく原本ではなく、僉議後に複製されたものと推測される。本稿では、琉球大学附属図書館所蔵の複製本に依拠し、上巻下巻に分けて原文と書き下し及び典拠を示す。当該史料の主たる内容である阮孝銓（当山里主親雲上）・林駿声の文章と抜粋引用されている文献とを区別するために、後者は二字下げとしている。なお、錯綜した内容把握を優先すると、本史料の原本の所在を調査して照合することができない状況なので、文書様式の理解のために重要な情報ではあるが、鬨字や擡頭は示していない。

史料全体を提示したところで、琉球側の諮問を受けた中国文人官僚の言説の内容と根拠に関して読解を試みる。そして、質問する当山里主親雲上の意図と反応を検討し、これが後の僉議にどの

* 琉球大学教育学部社会科教育専修所属

ような影響を与えたのか関連づけて理解するための基礎的認識を得たい。

第一章 「廟制求教」 上巻の内容と論点

この部分は、琉球側の中国学識者への教示を乞う問いかけから始まり、これに応じた福建出身の林駿声による言説が展開しており、経書や史書からの抜粋を交えながら、漢代以降の廟制をめぐる論点について説明しており、その上で琉球側の個別的な事情を考慮して回答している。

まず、兄弟が常に同一の昭穆でなければならないのかという最初の質問について、馬端臨の『文献通考』³、そして『五礼通考』を参照して、後者所引の万斯大（充宗）と蔡德音の「兄弟同昭穆」の説を紹介し妥当なものだと主張する。この見解は、「周九廟之凶并円覚寺御廟之凶」や「尚家文書」第二二号「御廟制一件於唐習請来候様北京大通事当山里之子 江仰渡之写」、同第二四号「御廟制諸書抜書并吟味書」でも明確に示されており、清代中国人の基調的認識であるといえる。⁵

そこで、柴紹炳（字虎臣）、陳祥道、林喬蔭の所説やその他の典籍がどのような文脈で用いられているのか、簡単に説明しよう。

柴紹炳は二箇所で引用されており、後漢からの「同堂異室」の制の展開と前漢における不適切な祭祀、そして唐太宗（李世民）が亡父李淵（高祖）を偲ぶあまり、神主を内殿に奉安しようとすることに對して諫言して太廟に移した⁶こと、王朝初期から皇帝の祖先を祀り七廟を実現した前例を示している。

陳祥道によると、『礼記』を敷衍して身分により祖先祭祀の対象が決まっており、遠い祖先は廟での大祭例祭の対象から外れ、堊壇での祭祀に移行し、「鬼」として直接祭祀する対象ではなくなるといふ。天子でも遠い祖先の祭祀を簡略にし止めていくことが礼の原理であるといふ。

林喬蔭は、故人の神主が一つだけしか存在してはならないこと、奉先

殿のような宗廟とは別の祭祀施設があり、神主に替えて神御を祀る慣例があること、廟が一棟しかないとしても石室で区分けして、神主を別々に奉安することができることなど、上古のような理想的な廟制ではなく、中国でも漢代より歴史的に形成されてきた実際の廟制に準じて、限定された規模と範囲で宗廟祭祀が行われるべきであることを説いている。

なお、林駿声は馬端臨が懸念する「対偶偏枯」についても取り上げるが、これは禘祭という大祭を行う際に顕在化するので、琉球人が直接関係する事柄ではなかったと思われる。それよりむしろ、首里城内の寝廟が認められるのかという点と一度祧廟とした神主を太廟に戻すことが可能なかどうか、そして、同一世代の神主は同時に祧廟にしなければならぬのかどうか、その根拠を明確に把握することが当山里主親雲上にとつて重要であった。

寝廟に関しては、『大明会典』『五礼通考』により、神主以外の「神御」を奉安して祖先を祀る祭祀施設が宋代以降あるけれども、これは『後漢書』『資治通鑑綱目』『五礼通考』が批判する漢の「原廟」とは異なる存在であり、これになぞらえれば寝廟も是認されることを示唆している。神主を戻すことについても東晋や唐朝の前例があり高祖父まで祀るためにむしろ必要なことであるという認識も他の中国人論者と同じである。その替わり、太祖を例外として遠い祖先の祭祀よりも高祖父以下の父祖の祭祀を重視するという原理を『礼記』『漢書』『旧唐書』『唐会要』により説く。

そして、即位の順序と世代の尊卑について、「世統」と「廟統」として区別の方途を探る琉球人に対して、同一世代の神主は同一の昭穆の位にあるので、叔父が甥の後に即位しても兄と同時に祧廟することになるという。翌年までは琉球側から異論は出なかった。

廟制求教 上卷

茲有懇者

宗廟世次の制以弟繼兄同爲一世乎抑亦各爲一世乎以叔繼姪以姪繼叔各爲

一世乎抑亦竝爲一世乎

有世統有廟統二者有異乎

太廟寢廟其無廟「統」之異乎但廟既有太與寢之分則統亦各有異乎

尚穆以來亦奉祭寢廟可乎尙可奉祭寢廟則設立一座總牌序列各位神號可乎

抑必以一位各立一牌可乎

五世以外神主亦奉寢廟之中可以竝祭乎

若竝祭當理則五服以内各立神主五服以外別設總牌分別昭穆竝記諸位神號

可乎

尚穆之主既遷於祧廟既遷之主仍可以入寢廟乎

以上諸條

伏乞老先生大人考之經傳參以諸儒注疏之說且按本朝法制詳賜批覆以便遵

循實爲感甚

咸豐四年十二月 日 琉球國都通事 阮孝銓頓首拜求

茲以懇む者有り。

宗廟世次の制、弟を以て兄を継げば、同じく一世と爲すか。抑亦た各

一世と爲すか。叔を以て姪を継ぎ、姪を以て叔を継げば、各一世と爲

すか。抑亦た並びに一世と爲すか。

世統有り。廟統有り。二者異なること有るか。

太廟・寢廟、其れ廟「統」の異なること無きか。ただ廟既に太と寢との

分有れば、則ち統も亦た各異なること有るか。

尚穆以來、亦た寢廟に奉祭するは可ならんか。尙し寢廟に奉祭す可きな

れば、則ち一座の総牌を設立し、各位の神号を序列するは可ならんか。

抑、必ず一位を以て各一牌を立つるは可ならんか。

五世以外の神主も亦た寢廟の中に奉り、以て竝祭す可きか。

若し竝祭理に当らば、則ち五服以内は、各神主を立て、五服以外は、

別に総牌を設け、昭穆を分別し、並びに諸位の神号を記すは可ならんか。

尚穆の主既に祧廟に遷せしが、既に遷すの主仍お以て寢廟に入る可

んや。

以上諸条、伏して老先生大人に乞うに、之を経伝に考え、参するに諸儒

注疏の説を以てし、且つ本朝の法制を按じ、詳賜批覆せられ、以て遵循

に便ならしむ。實に感を爲すこと甚し。

咸豐四年十二月 日 琉球國都通事 阮孝銓頓首拜求す。

宗廟之制以昭穆爲世次昭常爲昭穆常爲穆此父子相繼之常耳設或以弟繼

兄以兄繼弟或以叔繼姪則世次難定而禮經又無明文先儒所由聚訟也如以

兄弟同爲一世則同昭穆必至如馬端臨所云或昭多穆少或昭少穆多有創造

煩擾對偶偏枯之慮如以兄弟各爲一世則異昭穆必至如馬端臨所云商武丁

祀不及曾祖唐懿宗祀不及高祖而二者皆不能無弊惟萬充宗折衷諸說而有

同廟異室之制蔡氏復推廣其說以兄弟同爲一世同祔一廟而爲二室以叔姪

各爲一世而叔可祔於姪之父廟亦爲二室祧則並祧毀則並毀昭穆可以不紊

惟祭祭於太廟則各就立之先後以爲班蓋兄弟叔姪之序不先君臣也此固斟

酌盡善變通而不失其正可爲宗廟世次之準矣然古者主各一廟故同廟異室

之說可行今則相承漢制已皆同堂異室矣如以兄弟竝奉一室於禮亦未便宜

推廣蔡氏之說更立同室異祔之制稍爲間隔卽有君臣之分不至顯然相臨而

昭穆亦可不紊惟祭之日升主於堂則就立之先後以爲序祭畢仍反主於祔

如是則廟統定世統亦因而定矣

宗廟の制、昭穆を以て世次と爲し、昭は常に昭爲り、穆は常に穆爲り、

此父子相繼するの常なるのみ。設し或いは弟を以て兄を継ぎ、兄を以

て弟を継ぎ、或いは叔を以て姪を継げば、則ち世次定め難く、而して礼

経に又た明文無く、先儒の由り聚訟する所なり。如し兄弟を以て同じく一世と為さば、則ち昭穆を同じくし、必ず馬端臨の云う所の如き、或いは昭多く穆少く、或いは昭少く穆多く、煩擾を創造し対偶偏枯の慮有るに至る(一)。如し兄弟以て各一世と為さば、則ち昭穆を異にし、必ず馬端臨の云う所の、商武丁の祀會祖に及ばず、唐懿宗の祀高祖に及ばず、而して二者皆な弊を無くすこと能はざるが如きに至る(二)。惟万充宗諸説を折衷し、而して同廟異室の制有り。蔡氏復た其の説を推広し(三)、兄弟を以て同じく一世と為し同じ一廟に耐し而して二室を為し、叔姪を以て各一世と為し而して叔は姪の父廟に耐す可く、亦た二室を為し、祧すれば則ち並びに祧し、毀てば則ち並びに毀ち、昭穆以て紊れざる可し。惟太廟に祫祭すれば、則ち各立つるの先後に就きて以て班と為す。蓋し兄弟叔姪の序君臣に先にせざるなり。此固より斟酌し善を尽し變に通じ而して其の正しきを失わず、宗廟世次の準為る可し。然るに古者の主各一廟なり。故に同廟異室の説行う可し。今則ち相い漢の制を承け已に皆な同堂異室なり。如し兄弟を以て一室に並奉すれば礼に於て亦た未だ便ならず。宜しく蔡氏の説を推広し、更に同室異祔の制を立て、稍間隔を為すべし。即ち君臣の分有りて顯然として相い臨むに至らず、而して昭穆も亦た紊れざる可し。惟祫祭の日に主を堂に升せば、則ち立つるの先後に就きて以て序と為し、祭畢り仍て主を祔に反す。是くの如くすれば則ち廟統定まり、世統も亦た因りて定まる。

(一) 馬端臨(撰)『文献通考』卷九四、宗廟考四、「其昭穆不順者、又不可升祔、則必須逐代旋行位置宮建而後可。而其地又拘於中門之内、太祖廟之左右、創造煩擾、非所以寧神明、对偶偏枯、又無以聳觀視、似反不如漢代之每帝建廟、各在一所、東都以來之同堂異室、共為一廟之混成也」。

(二) 馬端臨(撰)『文献通考』卷九四、宗廟考四、「姑以祖丁為昭言

之、則南庚至小乙皆祖丁子属、俱当為穆、是一昭五穆、而武丁所祀上不及會祖、未当祧、而祧者四世矣」「唐懿宗之時、所謂六廟者、憲宗・穆宗・敬宗・文宗・武宗・宣宗是也。然穆宗・宣宗皆憲宗之子、敬宗・文宗・武宗又皆穆宗之子、姑以憲宗為昭言之、則穆・宣為穆、敬・文・武為昭、是四昭二穆、而懿宗所祀上不及高祖、未当祧、而祧者三世矣。蓋至此則不特昭穆之位偏枯、而祧遷之法亦復紊乱」。

(三) 秦蕙田(撰)『五礼通考』卷五九、吉礼、宗廟制度、「蕙田案、昭穆之説、何氏洵直為的、至朱子始詳然、馬貴与(馬端臨)猶有昭穆偏枯祧遷紊乱之疑、万充宗挾兄弟同昭穆之義、定為同廟異室之制、則世次不紊、而廟制有常、不唯補先儒之闕、直可為万世之典矣」。

萬「氏」斯大曰(一)昭穆之「爲」義生於太廟「中」祫祭位鄉而子孫因之以定其世次故父子異昭穆而兄弟則同昭穆(…)若夫廟制則一準王制之言太祖而下其爲父死子繼之常也則一廟一主三昭三穆而不得少其爲兄弟相繼之變也則同廟異室亦三昭三穆而不得多觀考工記匠人營國所載世室明堂皆五室知同廟異室古人「或」已有通其變者正不得指之爲後人之臆見也得乎此制則位置井然雖如殷之兄弟四人相繼亦豈有昭多穆少或昭少穆多如馬端臨所謂對偶偏枯之慮哉朱子周九廟圖(二)可「以」處常而不可「以」處變故孝王以叔居子列弟處孫行遂使夷王以穆而居昭厲王以昭而居穆蓋亦未酌乎此制也

(一) 原文は、万斯大「兄弟同昭穆」(『学礼質疑』、『皇清經解』卷四九収録)参照。「兄弟則同昭穆」、「兄弟則昭穆同」。

(二) 「朱子周九廟圖」、「朱子之圖」(『五礼通考』卷五九、吉礼、宗廟制度)。

万氏斯大曰く(一)、「昭穆の義、太廟中祫祭の位の郷に於て生じ、

而して子孫之に因り、以て其の世次を定む。故に父子昭穆を異にして兄弟は則ち昭穆同じ。(…)夫の廟制の若きは、則ち王制の言に一準すれば(二)、太祖而下、其れ父死し子継ぐるの常為るや、則ち一廟一主にして三昭三穆、而して少きを得ず。其れ兄弟相繼ぐるの変為るや、則ち同廟異室も亦た三昭三穆、而して多きを得ず。考工記匠人宮国の載する所を觀るに、世室・明堂皆な五室

(三)、周の同廟異室なるを知る。古人或いは已に其の変に通ずる者有り、正に之を指し後人の臆見と為すを得ざるなり。此の制を得れば、則ち位置井然として、殷の兄弟四人相繼ぐが如きと雖ども、亦た豈に昭多く穆少く或いは昭少く穆多く、馬端臨の謂う所の対偶偏枯の慮るが如き有らんや(四)、朱子の図、以て常に処る可く而れども以て変に処る可からず(五)、故に孝王叔を以て子の列に居り、弟孫の行に処り、遂に夷王をして穆を以て而して昭に居らしめ、厲王昭を以て而して穆に居らしむ。蓋し亦た未だ此の制を酌むべからずか」と。

(一) 万斯大「兄弟同昭穆」(『字礼質疑』、『皇清経解』卷四九、『五礼通考』卷五九、収録)。

(二) 『礼記』王制、「天子七廟、三昭三穆、与太祖之廟而七」。

(三) 十三経注疏『周礼注疏』卷四一、冬官考工記下、匠人「夏后氏世室堂脩二七広四脩一。五室三四歩四三尺」。鄭玄注「世室者宗廟也」、唐・賈公彥疏「釈曰云、五室象五行者、以其宗廟制如明堂、明堂之中有五天帝・五人帝・五人神之坐皆法五行、故知五室象五行也」。同上経文「周人明堂度九尺之筵東西九筵南北七筵。堂崇一筵五室凡室二筵」。鄭玄注「明堂者明政教之堂」、賈公彥疏

「此三者或拳宗廟或拳王寝或拳明堂、互言之以明其同制者、互言之者、夏拳宗廟則王寝・明堂亦与宗廟同制也。殷拳王寝則宗廟・

明堂亦与王寝同制也。周拳明堂則宗廟・王寝亦与明堂制同也」。

(四) 「対偶偏枯」、馬端臨(撰)『文献通考』卷九四、宗廟考四を参照。

(五) 「朱子之図」、「朱子周九廟図」は「周七廟図」の下に収録。『朱文公文集』卷六九、雜著、「禘祫議」参照。

蔡氏曰特是父死子繼昭穆之廟得其常如兄終弟及或以兄繼弟以叔繼姪則昭穆之廟際其變考之商書云七世之廟而禮天子七廟三昭三穆與太祖之廟而七則每一世而一廟明矣故父子異昭穆而各爲一世兄弟同昭穆而並爲一世各爲一世則祔於祖而各居一廟並爲一世即祔於其兄同居一廟而異其室蓋禮祔必以其昭穆故孫祔於祖子不祔於父弟可祔於兄士虞禮所謂以其班祔也孫祔於祖則有祔必有遷有遷必有祔而同班之廟皆毀弟祔於兄則有祔而無所遷亦無所祔但毀其兄廟之室並爲三室兄居第一室弟居第二室耳如三人祔則並爲三室一居中二居左三居右四人祔則並爲四室一居中之左二居中之右三居左四居右五人祔則並爲五室一居中二居中之左三居中之右四居左五居右古者廟皆有五室故五人並祔而不嫌多廟後之寢其室數亦同於廟而各藏其廟主之衣冠也如弟先立而兄繼之亦同祔一廟而爲二室但弟當居第一室兄當居第二室其祫祭之位則弟與兄同班而兄必位於弟之下兄弟之序不先君臣故也如姪先立而叔繼之則叔當祔於姪之父廟而異其室然不嫌躋於姪之上者同昭穆則有嫌異昭班「則無嫌也至祫祭於太廟則叔必與姪之子同班」叔姪之序亦不先君臣故也兄弟既同廟異室故祔則並祔遷則並遷祧則同祧是以昭穆不紊而廟數有常也(一)

(一) 秦蕙田(撰)『五礼通考』卷五九、吉礼、宗廟制度。

蔡氏曰く(一)、「特是父死し子継げば昭穆の廟其の常を得るのみ。如し兄終り弟及び、或いは兄を以て弟を継ぎ、叔を以て姪を継が

ば、則ち昭穆の廟其の変に際う。之を考うるに、商書に云う「七世ノ廟」(二)、而ち礼に「天子七廟、三昭三穆、太祖の廟と与にして七」とあれば(三)、則ち一世毎に而ち一廟なるは明らかなり。故に父子昭穆を異にして而ち各おのおの一世と為し、兄弟は昭穆を同じくして而ち並びに一世と為し、各おのおの一世と為すれば則ち祖に於て耐し、而して各おのおの一廟に居り、並びに一世と為せば、即ち其の兄に於て耐せば一廟に同居し、而れども其の室を異にす。蓋し礼に「耐スルニハ必ず其ノ昭穆ヲ以テス」と(四)。故に孫は祖に於て耐し、子は父に於て耐さず、弟は兄に於て耐す可し。土虞礼の所謂「其ノ班ヲ以テ耐スナリ」(五)。孫は祖に於て耐すれば、則ち耐すこと有れば必ず遷すこと有り、遷すこと有れば必ず耐すこと有り、而して同班の廟皆な毀ち、弟は兄に於て耐すれば、則ち耐すこと有りて而ち遷す所無く、亦た耐する所無く、ただ其の兄廟の室を毀ち並びに二室と為し、兄は第一室に居り、弟は第二室に居るのみ。如し三人耐さば則ち並びに三室と為し、一は中に居り、二は左に居り、三は右に居らしめ。四人耐さば則ち並びに四室と為し、一は中の左に居り、二は中の右に居り、三は左に居り、四は右に居らしめ、五人耐さば則ち並びに五室と為し、一は中に居り、二は中の左に居り、三は中の右に居り、四は左に居り、五は右に居らしむ。古者いにしへの廟は皆な五室有り、故に五人並耐して而れども多きを嫌わず。廟後の寝、其の室数も亦た廟と同じくし、而して各其の廟主の衣冠を蔵むなり。如し弟先に立ち而して兄之を継ぐるも亦た同じく一廟に耐し而して二室と為す。ただ弟は当に第一室に居るべく、兄は当に第二室に居るべし。其の禘祭の位は則ち弟は兄と与に班を同じくし、而して兄必ず弟の下に位す。兄弟の序、君臣より先にせざる故なり。如し姪先に立ち而して叔之を継がば、則ち叔は当に姪の父廟に耐して其の室を異に

すべし。然れば姪の上を躋むを嫌わざる者なり。昭穆を同じくすれば則ち嫌有り、昭穆を異にすれば則ち嫌無きなり。禘祭に至りては太廟に於てすれば、則ち叔は必ず姪の子と与に班を同じくす。叔姪の序も亦た君臣より先にせざる故なり。兄弟既に同廟異室なり、故に耐せば則ち並耐し、遷せば則ち並遷し、耐せば則ち同に耐し、是を以て昭穆紊れず而して廟数に常有るなり。

(一) 蔡德晋の言説。秦蕙田(撰)『五礼通考』卷五九、吉礼、宗廟制度。

(二) 『書経』咸有一徳、「嗚呼。七世之廟、可以觀徳。万夫之長、可以觀政」。

(三) 『礼記』王制、「天子七廟、三昭三穆、与太祖之廟而七」。

(四) 『礼記』喪服小記、「耐必以其昭穆。諸侯不得耐於天子、天子諸侯大夫可以耐於士」。

(五) 十三經注疏『儀礼注疏』卷四三、土虞礼、「明日以其班耐」。賈公彥疏「若無祖則耐于高祖、以其耐必以昭穆。孫与祖昭穆同、故間一以上」。

柴虎臣曰後漢明帝「又」尊儉自抑遺詔無起寢廟但藏其主於光武廟中更衣別室其後章帝又復如之後世遂不敢加而公私之廟皆爲同堂異室之制自此始云按漢初承秦之敝每帝卽世輒立一廟不止於七不列昭穆迭毀誠爲非古而東都廟制代稱宗未嘗有祧遷尤爲失之失也

柴虎臣曰く(一)、「後漢の明帝も又た儉を尊び自抑し、遺詔し寢廟を起こすこと無からしむ。ただ其の主を光武廟中の更衣別室に蔵めしめ、其の後、章帝も又た復すること之が如し。後世遂に敢て加えず、而して公私の廟皆な同堂異室の制を爲すこと此自り始ると云う」。「按ずるに、漢初秦の敝を承け、帝毎に即ち世とし輒ち一廟を立てて七に

止まらず、昭穆に列ねず迭毀誠に古に非ざるを為す、而して東都の廟制は代代「宗」と称し（二）、未だ嘗て祧遷有らず、尤も失の失と為すなり」と。

（一）柴紹炳（撰）『省軒考古類編』巻二、宗廟⁶。

（二）『文獻通考』巻九二、宗廟考二における馬端臨の言を参照。

「按西都郊祀之制、因秦五時未嘗有祭天之礼。東都宗廟之制、代称宗、未嘗有祧遷之法。此二失者、因循既久、不能革正。然郊天之礼、至王莽而後定、七廟之法、至董卓而後定。蓋權姦擅国、意所欲行、不復依違顧忌、故反能矯累代之失。然礼雖稍正、而国且亡矣、可勝慨哉」。前漢では武帝・宣帝・元帝を世宗・中宗・高宗に奉った。宗とは大いなる徳のある祖先に対する特別な追号。後漢では末期に「功德無殊而有過差」として和帝以下の宗称が除かれた（『後漢書』蔡邕伝）。

左傳曰典司宗祏又曰孔悝反祏於西圃杜預曰宗祏宗廟中藏主石室孔穎達曰宗祏者於廟之北壁内為石室以藏木主有事則出而祭之既祭納於石室祏字從示神之也按祏如今所立之神龕漢舊儀曰已葬収主爲木奩即是謂也

左伝に曰く「宗祏ヲ典司セシム」と（一）。又た曰く「（孔悝）反リテ西圃ヲリ祏セシム」と（二）。杜預曰く「宗祏とは、宗廟中の主を蔵むる石室なり」と。孔穎達曰く「宗祏とは廟の北壁の内に於て石室を為り以て木主を蔵め、事有らば則ち出して之を祭る、既に祭れば石室に於て納む、祏の字は示に従い之を神とすなり」。按ずるに、祏は今の立つる所の神龕が如し。漢の旧儀に曰く「已に主を葬収すれば木と為す」と（二）。亟むれば即ち是の謂なり。

（一）十三経注疏『春秋左伝正義』莊公十四年、左氏伝「先君桓公命我先人典司宗祏」、杜預注「桓公鄭始受封君也。宗祏宗廟中藏主石室、

言已世為宗廟守臣」、孔穎達疏「宗祏者、慮有非常火災、於廟之北壁内為石室以藏木主、有事則出而祭之、既祭納於石室、祏字從示神之也」。新たに鄭の君主となった厲公に仕えることを拒否して殺された原繁について述べている。ここでは、鄭の宗廟には木主を収めるために「石室」があり、これを代々守る役職があったことを示す。

（二）十三経注疏『春秋左伝正義』哀公十六年、左氏伝「及西門、使貳車反祏於西圃。子伯季子初為孔氏臣新登于公、請追之遇載祏者殺而乘其車、許公為反祏」。杜預注「使副車還取廟主西圃孔子廟所在祏藏主石函」。孔悝（こうかい）が衛を出奔する際、孔氏の廟から木主を収める「石函」ごと車に移していたことから、「祏」は廟室に固定されていなかったことが窺える。

（三）後漢・衛宏（撰）『漢旧儀』（叢書集成初編）に該当箇所なし。

古者前廟後寢廟以存主寢以藏衣冠月祭於廟四時薦新於寢寢廟無統其世次準諸太廟蓋皆四親之屬（四親高曾祖禰也）故禮有特加而祧廟無寢享嘗而已所謂禮以義斷也使已祧之主仍可奉祭於寢則親盡可以不祧即祧亦可以設寢矣夫宗廟之禮有隆必有殺混而同之則親者反疏人主事宗廟之心欲專不欲分等而視之則敬者反褻漢立原廟設寢於陵已非古制必欲推情廣祀如宋之欽先孝恩殿明之奉先殿亦足以展孝恩何必奉祭於寢以混四親殊失親親之本意哉

古者は前廟後寢なり。廟は以て主を存し、寢は以て衣冠を蔵め、月祭は廟に於てし、四時薦新は寢に於てし、寢廟に統無し。其の世次諸を太廟に準う。蓋し皆な四親の属（四親とは高・曾・祖・禰）なり。故に礼に特に加う而れども祧廟に寢無く享嘗有るのみ。所謂礼は義を以て断ずるなり。已に祧する主をして仍て寢に於て奉祭せしむ可しとすれば、則ち親尽くるも以て祧さざる可く、即ち祧するも亦た以て寢を設く可し。夫

れ宗廟の礼に隆有り、必ず殺混有り而れども之を同じうすれば、則ち親しき者は反て疏とんぜらる。人主宗廟に事つかうるの心、専を欲す。等を分つを欲せず而して之を視れば、則ち敬いは反て褻みだる。漢の原廟を立て寝を陵に於て設くるは已に古制に非ず。必ず情を推し祀を広げんと欲すれば、宋の欽先孝恩殿、明の奉先殿の如きも亦た以て孝恩を展のばすに足る。何ぞ必ず寝に於て奉祭し以て四親に混まぜ、殊ことに親親の本意を失う哉。

祭法曰諸侯「立」五廟一壇一墀曰考廟曰王考廟曰皇考廟皆月祭之顯考廟祖考廟享嘗乃止去祖爲壇去壇爲墀壇墀有禱焉祭之無禱乃止去壇爲鬼

祭法に曰く「諸侯ハ五廟ヲ立ツ、一壇一墀アリ、曰ク考廟、曰ク王考廟、曰ク皇考廟、皆ナ月ゴトニ之ヲ祭ル。頭考廟・祖考廟ハ享嘗シテ乃チ止去ム。祖ヲ去ルヲ壇ト爲シ、壇ヲ去ルヲ墀ト爲ス。壇墀禱ルコト有レバ之ヲ祭リ、禱ルコト無ケレバ乃チ止ム。墀ヲ去ルヲ鬼ト爲ス」(一)。

(一) 『礼記』祭法を参照。

陳祥道曰祭法言天子至士立廟之制多與禮異其言壇墀等威之辨理或有之蓋先王之於祖有仁以盡其愛有義以斷其恩近則月祭遠則享嘗在祧無寢去祧無廟此以義處仁也去祧爲壇去壇爲墀壇墀之設爲其無廟而不忍忘焉此以仁存義也蓋禱祈則出其主於壇墀而祭之既事則復其主於廟而藏之惟禘禘與載之出疆然後在祭告之列其他不與也

陳祥道曰く(一)、「祭法の天子より士に至る廟を立つるの制を言うに、多く礼と其の言を異にし(二)、壇墀等の威の辨理或いは之有り。蓋し先王之祖に於けるや、仁有りて以て其の愛を尽くし、義有りて以て其の恩を断つ。近ければ則ち月祭し、遠ければ則ち享嘗す。祧

に在りては寝無く、祧を去れば廟無し。此義を以て仁に処すなり。祧を去れば壇を爲し、壇を去れば墀を爲し、壇墀の設くるは其の廟無く而して忘るるを忍びざる爲なり。此仁を以て義を行うなり。蓋し禱祈すれば則ち其の主をば壇墀より出して之を祭り、既に事うれば則ち其の主を廟に復して之を蔵む、惟禘たと之を載せ出疆とは、然る後に祭告の列に在りて、其の他は預らざるなり」。

(一) 北宋・陳祥道(撰)『礼書』卷六八、壇墀を参照。

(二) 『礼記』祭法、「天下有王、分地建国、置都立邑、設廟祧墀而祭之」「大夫立三廟二壇」「適士二廟一壇」「官師一廟、曰考廟」。なお、庶士庶民に廟を建てる必要は無い。亡者はただちに「鬼」になるからである。

周禮隸僕掌五寢之掃除糞洒之事祭祀修寢大喪復於大寢小寢鄭氏注云五寢五廟之寢周天子七廟唯祧無寢詩曰寢廟繹繹相連貌也小寢高祖以下廟之寢始祖曰大寢

『周礼』に「隸僕、五寢ノ掃除・糞洒ノ事ヲ掌ル。祭祀アレバ修寢ヲ修ム」「大喪アレバ大寢・小寢ニ於ヒテ復ス」と(一)。鄭氏注して云く「五寢五廟の寢なり。周天子七廟唯だ祧あり寢無し。詩に曰く(二)、寢廟繹繹として相い連ぬる貌なり」(三)。「小寢は高祖以下の廟の寢なり。始祖は大寢と曰う」と(四)。

(一) 十三經注疏『周礼注疏』卷三一、夏官司馬下「隸僕掌五寢之掃除糞洒之事、祭祀修寢、行洗乘石、掌蹕宮中之事、大喪復于小寢大寢」。糞洒とは払つて洗い流し浄めること。乗石は祭主が車に乗り込む際に足を置く石。

(二) 十三經注疏『儀礼注疏』卷二四、聘礼「郷館於大夫、大夫館於士、士館於工商」賈公彦注疏「鄭注云、五寢五廟之寢、天子七廟

唯祧無寢。詩云寢廟奕奕相連之貌、故左伝云大叔之廟在道南、其寢在道北、是其前曰廟後曰寢、工商則寢而已者、案爾雅釋宮云、室有東西廂曰廟、注云夾室前堂又云無東西廂有室曰寢、注云但有大室是其自土以上有廟者必有寢、庶人在官者工商之等有寢者則無廟故祭法云庶士庶人無廟祭於寢是也。

(三) 同(一)、鄭注「五寢五廟寢也。周天子七廟惟祧無寢。詩云寢廟繹繹相連貌也。前曰廟後寢、汜掃曰掃、掃席前曰拚洒灑也。鄭司農云洒当為灑。玄謂『論語』曰子夏之門人当洒掃應對。『論語』子張、子游曰、子夏之門人小子、当洒掃應對進退則可、抑末也。」

(四) 同(一)、鄭注「小寢高祖以下廟之寢也。始祖曰大寢、唐・賈公彥疏「積曰、以祭、隸僕職卑位小、故使之復於小寢也、以其高祖已上廟稱小、始祖廟稱大、故寢亦隨廟為稱」。

林喬蔭曰天子諸侯四廟以祀繼世之常而即有寢以通繼及之變故禰祖會高之廟後各為寢天子竝太祖為五寢諸侯太祖無寢則四寢也

林喬蔭曰く(一)、「天子諸侯の四廟、以て世を継ぐるの常を祀り、而して即ち寢有り以て継及の変を通す。故に禰・祖・曾・高の廟後に各寢を為し、天子並びに太祖は五寢を為し、諸侯の太祖は寢無ければ則ち四寢なり」と。

(二) 清・林喬蔭(撰)『三礼陳數求義』卷八、廟祧⁷。

陳祥道曰月令仲春天子乃鮮羔^四水先薦寢廟季春天子始乘舟薦鮪於寢廟孟夏天子乃以彘嘗麥先薦寢廟仲夏天子乃以雛嘗黍羞以含桃先薦寢廟孟秋天子嘗新先薦寢廟季冬命漁師始漁天子親往乃嘗魚先薦寢廟(…)儀禮士喪禮朔月奠用特豚魚腊陳三鼎有薦新如朔奠(…)漢惠帝時叔孫通曰古者有春嘗果方今櫻桃熟可獻遂獻宗廟諸果之獻由此興

魏初高堂隆按舊典天子諸侯月有祭事其孟月則四時之祭也三牲黍稷時物咸備(一)其仲月季月皆薦新之祭也

(二) 「三牲黍稷時物咸備」、この一文は、この箇所がない。陳祥道(撰)『礼書』卷六九、寢廟薦新下。

陳祥道曰く(一)、「月令に、仲春、天子乃子羔ヲ獻ジ氷(冰)を開キ先ツ寢廟ニ薦ム。季春、天子メテ始舟ニ乗ル。鮪ヲ寢廟ニ薦ム。孟夏、天子乃子彘ヲ以テ麥ヲ嘗メ、先ツ寢廟ニ薦ム。仲夏、天子乃子雛ヲ以テ黍ヲ嘗ム。羞ムルニ含桃ヲ以テシ、先ツ寢廟ニ薦ム。孟秋、天子新ヲ嘗ム、先ツ寢廟ニ薦ム。季冬、漁師ニ命ジテ始メテ漁セシム。天子親ラ往キ、乃子魚ヲ嘗ム。先ツ寢廟ニ薦ム、とあり(二)。儀礼士喪礼に、朔月ノ奠用、特ニ豚魚ヲ三鼎ニ腊陳ス(三)、と。新を薦むこと朔奠の如き有り。漢惠帝の時、叔孫通曰く、古者に春の嘗果有り、方今、櫻桃熟し獻ず可し(四)、と。遂に宗廟に獻じ、諸果の獻、此に由り興る。魏の初、高堂隆旧典を按ずるに、天子諸侯、月に祭事有り、其れ孟月は則ち四時の祭なり」と。三牲黍稷の時物咸な備わり、其の仲月季月皆な新を薦むの祭なり(五)。

(一) 陳祥道(撰)『礼書』卷六九、寢廟薦新上・下を参照。

(二) 『礼記』月令の仲春・季春・孟夏・仲夏・孟秋・季冬の各月を参照。

(三) 十三経注疏『儀礼注疏』卷三七、士喪礼「朔月奠用特豚魚腊陳三鼎、如初東方之饌亦如之」。

(四) 『漢書』卷四三、叔孫通伝を参照。

(五) 陳祥道は「古者祭必卜日而薦新不扞口祭有尸而薦、無尸以至出不神主、奠而不祭、有時物而無三牲黍稷、此為新之大略也」といつている。ただ南宋・李燾(撰)『統資治通鑑長編』卷二九九、元豐二年(一〇七九)七月丁亥条に評定礼文所の言とし

て「古者薦新于廟之寢、無尸、不卜日、不出神主、奠而不祭。近時乃扱日而薦非也」、「若天子諸侯、物熟則薦、不限孟仲季月、故月令孟夏薦麥、孟秋薦稻。魏高堂隆曰、天子諸侯以仲月季月薦新。蓋失之也。礼文殘欠、經之所載、止於四物而已」とある。陳祥道は鄭玄の説を退けるために高堂隆を引いているが、評定礼文所によると、天子諸侯の場合、「薦新之祭」は仲月季月だけでなく孟月にも行われる。また、「礼曰、未嘗不食新。言新物之出、未薦寢廟、則人子不忍食新、孝恭之道也」といい、初物はまず先祖に捧げてからでないとする気にならないので、廟の寢で随時捧げるのが本来のあり方だという。「寢廟」というのは廟・寢を合わせた称謂。

通鑑綱目原廟之作始於惠帝（…）自是之後皆以原廟便於用俗禮而美觀其去古人重宗廟之意遠矣

『通鑑綱目』に「原廟の作すは惠帝より始り、（…）是自りの後、皆な原廟を以て俗礼を用うるに於て便にして美観なり、其れ古人宗廟を重ずるの意を去ること遠し」（一）とあり。

（一）朱熹（撰）『資治通鑑綱目』卷三、孝惠皇帝四年「立原廟」における南朝宋・斐駟の『史記集解』の言（『四庫全書』収録の『御批資治通鑑綱目』卷三上「立原廟」）を参照。

後漢書祭祀志古不墓祭漢諸陵皆有園寢承秦所爲也

『後漢書』祭祀志に「古は墓祭せず。漢の諸陵に皆な園寢有るは、秦の爲す所を承くなり」とあり（一）。

（一）『後漢書』祭祀下、宗廟を参照。

五禮通考古者宗廟之制前殿後寢室（爾雅曰）有東西廂曰廟無「東西」廂有室曰寢廟是棲神之處故在前寢是藏衣冠之處故在後自漢以來建廟宮城外已非一日故宋建欽先孝恩殿於宮中崇政殿「殿」之東以奉神御太廟「祭祀」已有定制請於乾清宮左別建奉先殿以奉神御『五礼通考』。古者の宗廟の制、前殿後寢なり。『爾雅』に曰く、東西廂有れば廟と曰い、東西廂無く室有れば寢と曰う。廟は是れ棲神の処なり。故に前に在り。寢は是れ衣冠を藏むるの処なり。故に後に在り。漢より以来、廟の宮城外に在ること已に一日に非ず。故に宋は欽先孝恩殿を宮中崇政殿の東に建てて以て神御を奉ず。今、太廟の祭祀已に定制有れば、請うらくは乾清宮の左に別に奉先殿を建てて以て神御を奉ぜんことを（一）。

（一）この部分は、明初の陶凱の言である（乾隆『続文獻通考』卷八〇、宗廟一「明太祖洪武三年十二月建奉先殿」）。

大明會典洪武三年冬以太廟時享未足以展孝恩始於乾清宮別建奉先殿朝夕焚香朔望瞻拜時節獻新生忌致祭用常饌行家□禮

『大明會典』に「洪武三年冬（一三七〇）、太廟の時享、未だ以て孝恩を展ばすに足らざるを以て、始めて乾清宮に於て別に奉先殿を建つ。朝夕焚香し、朔望瞻拜し、時節に新を獻じ、生忌に祭を致し、常饌を用て家人の礼を行う」とあり（一）。

（一）万曆『大明會典』卷八九、礼部四七、廟祀四「奉先殿」を参照。

左氏曰凡君祔而作主曲禮曰措之廟立之主曰帝蓋人子之於親不忍一日使無依焉故始死依以重既葬依以主重埋則桑主作桑主埋則栗主作明主以棲神不容有二也既練則祔於廟而寢只藏衣冠不更設主明所尊也親盡則遷主於祧去祧則毀壇堙即所以瘞毀主也漢瘞寢園晉瘞兩階猶存古意是毀主尚不宜藏於

祧廟況更立於寢乎古者支子就封之國立廟以祀所自出之祖但奉衣冠不得設主是廟且然何況於寢唐太宗欲留神主内寢以申如在之敬羣臣猶力爭之是未祧之主尚不宜奉於寢更何論遷主準此而推則寢廟不得立主有斷然者

左氏曰く「凡ソ君薨ズレバ卒哭シテ祔シ祔シテ主ヲ作り、特ニ主ヲ祀ル」と(一)。曲礼に曰く「之ヲ廟ニ措キ、之ガ主ヲ立ツルニ帝ト曰フ」と(二)。蓋し人が子の親に於けるや一日も依る無からしむるに忍びず、故に始めて死すれば依るに重を以てす。既に葬すれば依るに主を以てし、重埋すれば則ち桑主作し、桑主埋すれば則ち栗主作し、主は以て棲神し二有るを容れざるを明らかにするなり。既に練すれば則ち廟に祔し而して寢は只だ衣冠を蔵むるは、更に主を設けず尊ぶ所を明らかに二するなり。親尽くれば則ち主を祧に遷し、祧を去れば則ち壇堊を毀つは、即ち以て毀主を瘞む所なり。漢は寢園に瘞め(三)、晋は兩階に瘞むるは(四)、猶お古意を存す。是れ毀主すら尚お宜しく祧廟に蔵むべからず、況んや更に寢に立つるをや。古者は支子封ぜらるるの国に就けば、廟を立て以て自り出づる所の祖を祀る(五)。但し衣冠を奉り主を設くるを得ざるは是れ廟すら且つ然り、何ぞ況んや寢に於けるや。唐太宗、神主を内寢に留め以て在すが如きの敬を申ばさんと欲し、群臣猶お力めて之を争うは是れ未だ祧さざるの主すら尚お宜しく寢に奉るべからずんば、更に何ぞ主を遷すを論ぜん。此に準り而ち推せば則ち寢廟主を立てるを得ざること断然たる者有り。

(一) 『春秋左氏伝』僖公三三年、「凡君薨、卒哭而祔、祔而作主、特祀於主、烝嘗禘於廟」。

(二) 『礼記』曲礼下、「措之廟、立之主曰帝」。

(三) 『漢書』卷七三、韋玄成伝を参照。

(四) 『晋書』卷一九、礼志上、永和二年(三四六)の虞喜の言を参照。

(五) 『通典』卷五一、「兄弟俱封各得立禰廟議」が念頭にあると思わ

れる。

檀弓曰重主道也商主(一)綴重焉周主重徹焉

(一) 「商主」、「礼記」檀弓下では「殷主」に作る。

檀弓に曰く「重ハ主道ナリ。商ハ主アリテ重ヲ綴ネ、周ハ主アリテ重ハ徹ス」と。「重」は神籬(ひもろぎ)の類。

(二) 『礼記』檀弓下「重主道也。殷主綴重焉、周主重徹焉」。

唐書禮儀志謹案典禮虞主用桑練主用栗重作栗主則埋桑主所以神無二主猶天無二日民無二王也

『唐書』礼儀志に「謹んで典礼を案ずるに、虞主は桑を用い(一)、練主は栗を用い(二)、栗主を重作すれば、則ち桑主を埋む。神に二主無き所以にして、猶お天に二日無く、土に二王無きがごときなり」とあり(三)。

(一) 虞主、反哭(葬の場から帰り居室で哭する)の後に於る虞祭の際に立てる神主。十三經注疏『春秋公羊伝注疏』文公二年「丁丑作僖公主、伝「作僖公主者何為僖公作主也、主者曷用虞主用桑練主用栗、用栗者蔵主也、作僖公主何以書、譏何讓爾不時也其不時奈何欲久喪而後不能也」。

(二) 練主、一周忌明けの喪礼である練祭の際に立てる神主。公羊伝・文公二年「練主用栗」何休注「謂期年練祭也」。

(三) 『旧唐書』卷二六、礼儀六における徳宗・貞元一五年(七九九)の歸崇敬の上奏を参照。

林喬蔭曰「餘則親盡而遷於祧故有二祧」昭祧所藏者高祖之祖之主也「一」穆祧所藏者高祖之父之主也祧盡而毀毀則不祀而瘞之其瘞之

所謂之壇壇者封土之名蓋近墓而掘坎以埋封土以識焉然易世之後新主升祔則由禩以上復遞遷而由廟入祧其第七世先在昭祧者今又當去祧就瘞瘞亦爲壇而向之所瘞於壇者則改稱爲壇非主之前瘞者至是復有所遷易也蓋始瘞之時以主之所在封土爲識故謂之壇既瘞之後壇之位如故而因有所禱祈則於此加掃除焉即謂之壇壇者除地之名是瘞主之處皆爲壇制而因事異名乃有壇稱故曰去祧爲壇去壇爲壇（…）先儒誤以壇壇爲宗廟之外別立此二處爲禱祭之所「而以去爲去此即彼之去」又以禱祭亦是每歲常□之典因斥祭法之言爲衰世之法不足取信而廟主之當毀瘞者亦不知其瘞於何所或則謂瘞於園「此漢章元成說」或則「謂」瘞兩階間「此晉虞喜說」皆以未見於經各爲臆說遂無定論矣

林喬蔭曰く（一）、「余は則ち親尽くれば而ち祧に遷す。故に二祧有り。一は昭祧の蔵む所の者、高祖の祖の主なり。一は穆祧の蔵む所の者、高祖の父の主なり。祧尽くれば而ち毀ち、毀てば則ち祀らず、而して之を瘞む。其れ之を瘞む所のを壇と謂う。壇とは封土の名なり。蓋し墓に近く而して坎を堀り以て封土を埋めて以て識す。然るに易世の後、新主升祔すれば、則ち禩より以上も復た遷遷し而して廟より入祧す。其の第七世の先に昭祧に在る者は、今又た當に祧を去り瘞に就き、瘞も亦た壇を爲し、而して向の壇に瘞む所の者は則ち稱を改め壇と爲し、主の前に瘞むに非ざる者は是に至り復た遷易する所有るなり。蓋し始めて瘞むるの時、主の在りし所の封土を以て識と爲し、故に之を壇と謂う、既に瘞るの後、壇の位故の如し、而して因りて禱祈する所有らば、則ち此に於て掃除を加う、即ち之を壇と謂う、壇とは除地の名なり。是主を瘞むの処皆な壇と爲し、制めて而ち事に因り名を異にし、乃ち壇の稱有り。故に曰く「祧ヲ去り壇ト爲シ、壇ヲ去り壇ト爲ス」と（二）。先儒誤り壇・壇を以て宗廟の外に別に此の二処を立て禱祭を爲すの所と爲し「而して去を

以て去と爲すは此れ即ち彼の去るなり」、又た禱祭を以て亦た是每歲常行の典なりとす。祭法の言を斥くるに因り、衰世の法爲りて信を取るに足らず、而して廟主の當に毀瘞すべき者も亦た其の何れの所に於て瘞めるか知らず、或いは則ち園に瘞むと謂い（此れ漢の章玄成の説）、或いは則ち兩階の間に瘞むと謂う（此れ晋の虞喜の説）。皆な以て未だ經に於て見えず、各臆説を爲し、遂に定論無し。

- （一）清・林喬蔭（撰）『三礼陳數求義』卷八、廟祧。
（二）『礼記』祭法を参照。

漢書章元成等議太上孝惠廟皆親盡宜毀太上廟主宜瘞園孝惠「皇帝爲穆」主遷於太祖廟寢園皆無復修奏可

『漢書』に（一）、韋玄成等議すらく、太上・孝惠廟皆な親尽くれば宜しく毀つべし、太上廟主は宜しく園に瘞むべし、孝惠皇帝は穆爲れば主は太祖廟に遷し、寢園は皆な復修すること無かれ。奏可すとあり。

- （一）『漢書』卷七三、韋賢伝を参照。

唐會要正觀（一）二十三年許敬宗奏言皇祖洪（二）農府君廟應迭毀「謹」按舊儀漢丞相韋元（三）成以爲毀主□埋（四）但萬國尊饗（五）有所從來一旦瘞藏事不允陋晉博士范宣意欲別立廟宇奉征西等主安置其中方之瘞埋頗叶情理然事無典故亦未合儀（足依）又議者「或」言毀主藏於天府按天府祥瑞所藏本非斯意今準量（六）去祧之外猶有壇壇祈禱所及竊謂合□（七）今時廟制與古不同共堂別室西方爲首若在西夾之中仍處尊位祈禱則祭未絶析饗（八）方諸舊儀情實可安洪農府君廟遠親殺詳據舊章禮合迭毀臣等參議遷奉神主於夾室本情篤教（九）在理爲宏（一〇）從之

(一) 「正観」、貞観年間(六二七〜六四九)。北宋仁宗の諱「禎」を避けた表記(陳垣『避諱举例』卷三)。王溥(撰)『唐会要』は北宋太宗の建隆二年(九八一)に成立しており、その後、字を改めた宋本を参照したことが推測できる。

(二) 「皇祖弘農府君廟」、「宗祖弘農府君廟」(『唐会要』卷二二、廟制度)。弘は乾隆帝の諱。

(三) 「韋元成」、「韋玄成」(『唐会要』卷二二、廟制度)。

(四) 「□埋」、「瘞埋」(『唐会要』卷二二、廟制度)。

(五) 「尊饗」、「宗享」(『唐会要』卷二二、廟制度)。

(六) 「準量」、「准量」(『唐会要』卷二二、廟制度)。

(七) 「合□」、「合宜」(『唐会要』卷二二、廟制度)。

(八) 「祈饗」、「祇享」(『唐会要』卷二二、廟制度)。

(九) 「篤教」、「篤敬」(『唐会要』卷二二、廟制度)。

(一〇) 「宏」、「允」(『唐会要』卷二二、廟制度)。

『唐会要』貞観二十三年「八月二十三日」、(礼部尚書)許敬宗奏言す「宗祖弘農府君は応に迭毀すべし。謹んで旧儀を按ずるに、漢丞相韋玄成以為えらく毀主は瘞埋す(一)、と。但し万国宗享は従り来る所有り。一旦瘞藏すれば、事陋を允さず。晋の博士范宣別（註）に廟字を立つるを意欲し、征西等の主を奉じ其の中に安置す(二)。之に方りて瘞埋するは、頗る情理に叶う。然れども事に典無く、故に亦た未だ儀に合わず(亦た未だ依るに足りず)」と。又た議者或いは言えらく「毀主は天府に藏するを按ずるに、天府は祥瑞の藏する所なり、本より斯の意に非ず。今、准量するに、去祧の外、猶お壇・堊有り、祈禱の及ぶ所なり。窃かに謂えらく合宜なりと。今時の廟制、古と同じからず、堂を共にし室を別ち、西方を首と為す。若し西夾の中に在りて、仍お尊位に処らしめ、祈禱すれば則ち祭り、未

だ祇享を絶たず、方諸の旧儀、情実安んず可し。弘農府君廟は遠親なれば殺（註）ぐ(三)。詳しく旧章に拠り、礼は合に迭毀すべし。臣等参議するに、神主を夾室に遷奉せば、情に本づき敬(教)を篤くす、理に在りて允（註）為らん」と。「之に従う」とあり(四)。

(一) 後漢・衛宏(撰)『漢旧儀』(叢書集成初編)に該当箇所なし。

(二) 司馬懿(仲達、宣帝)の四親祖の征西・豫章・穎川・京兆四主に対する回答。『晋書』卷一九、礼志上、「宜思其變、則築

一室、親未尽則禘祫宣帝之上、親尽則無縁下就子孫之列」。

(三) 弘農府君は太宗から皇位を継承した高宗の七世祖。

(四) 原文は、後晋・開運二年(九四五)に成立した『旧唐書』

卷二五、礼儀志五の貞観二十三年(六四九)における礼部尚書許敬

宗の上奏を参照。

林喬蔭曰大戴禮諸侯遷廟之文但有奉衣服無奉主者則別子立所自出之廟或主（註）而以幣依神或即守祧所藏先王之遺衣服奉之以祀固「必」不有主及禘而迎神就祖廟祭焉

林喬蔭曰く(一)、「大戴礼が諸侯遷廟の文、但だ衣服を奉ずること有りて主を奉ずる者無ければ(二)、則ち別子自り出づる所の廟を立ち、或いは主命、而ち幣を以て神を依らしめ、或いは守祧の藏む所の先王之遺せし衣服に即ぎ之を奉り以て祀る。固より必ずしも主有らず、禘するに及んで而ち迎神し祖廟に就きて祭る」と。

(一) 林喬蔭(撰)『三礼陳数求義』卷九、祭序を参照。

(二) 『大戴礼』諸侯遷廟を指す。

柴虎臣曰太宗貞観九年高祖崩增修太廟中書侍郎岑文本議曰祖鄭（註）元者陳四廟之制述王肅者引七廟之文然天子之禮上不逼下請依晉

宋故事立親廟六其祖宗之制式遵舊典從之於是始崇弘農府君及高祖神主并舊四室爲六太宗崩遷弘農於夾室初上欲留神主內寢旦夕申如在之敬英國等爭之力乃許附廟如禮

柴虎臣曰く(一)、太宗の貞觀九年(六三五)、高祖崩じ太廟を増修するに、中書侍郎岑文本議して曰く「鄭玄を祖とする者は四廟の制を陳べ(二)、王肅を述ぶる者は七廟の文を引く(三)。然るに天子の礼は上は下に逼らず(四)と。請うらくは晋・宋の故事に依り、親廟六を立て、其の祖宗の制式旧典に遵わんことを」と。「之に従う」とあり(五)。是に於て始めて弘農府君及び高祖神主を崇び旧四室を并せて六と爲す。太宗崩じ弘農を夾室に遷せしが、初、上神主を内寢に留め早夕在すが如きの敬を申さんと欲するも、英国等之を争い力め、乃ち附廟を許すこと礼の如し(六)。

(一) 柴紹炳(撰)『省軒考古類編』卷二、廟祧。

(二) 鄭元、鄭玄。元は避諱(玄は康熙帝の諱)。「礼記」王制の「天子七廟」について、周の文王・武王の廟を「不毀の廟」として、太祖と四親祖の廟を合わせたものとし、他の王朝では太廟のみが「不毀の廟」に該当するとした。

(三) 王肅。三国魏の人。鄭玄の説を否定し、周の文王・武王の廟を別枠の「二祧」として、太祖と天子の四親祖に加えて五世祖・六世祖を祀る遠廟とを合せて七廟と解釈する。さらに、祖・宗の二神主を祀る廟は「不毀の廟」であると主張した。

(四) 「上不逼下」、十三経注疏『礼記注疏』曲礼、经文「礼聞來学不聞往教」、孔穎達疏「礼者所以弁尊卑別等級、使上不逼下、下不僭上、故云礼不踰越節度也」。「則天子之礼、下逼于人臣、諸侯之制、上僭王者、非所謂尊卑有序」(『唐会要』卷一一、廟制度)。

(五) 『唐会要』卷一一、廟制度を参照。

(六) 『唐会要』卷一一、廟制度、「太宗文皇帝附於太廟、遷宣皇帝神主於夾室(初、有司請依典禮。上欲留神主於內寢、旦夕申如在之敬、有詔停祠廟。英國公李勣等抗表固請曰、窃以祖功宗德、飾終之明典、武穆文昭、嚴配之洪訓、愛敬之至、率由茲道、礼有節文、事經列聖、苟違斯義、国家貽恥、况逾月之外、須伸大禘、下管登歌、發暢雅頌、郊天配帝、光華勳烈、如停附礼、諸美咸棄、伏願取法前王、垂訓翼子、乃許焉」。『文献通考』卷一〇二、宗廟考一二、禘祫「貞觀二十三年」の記事も参照。

賜同進士出身授奉直大夫工部主事虞衡司行走加一級閩中林駿聲謹擬
賜同進士出身・授奉直大夫・工部主事虞衡司・行走加一級、閩中の林駿声謹んで擬す

(「廟制求教」上巻了)

第二章 「廟制求教」下巻の内容と論点

上巻では、中国の典拠や故事の紹介が主な内容であり、それは「兄弟同昭穆」の正当性、太廟以外に神主があつてはならないこと、高祖父以前の祖先の神主は祧廟とし、「親親」こそ祭祀の要諦であること、「同堂異室」を前提に神主配置を行うことなどが示された。この部分では、そうした返答を受けて、なお納得のいく解説を求め、林駿声も琉球の具体的な事情に即して説明を行っている。

その一つが「寝廟神主位次式」と題する図である。琉球の太廟では「同堂異室」も仮想的な制度と認めざるを得ず、「神龕」も実際に石造というわけにもいかず、「神龕」を五つに分割し仕切りによって神主を隔てるか否かが重要な論点となっている。林駿声は仕切りによって世代ごとに神主を区別することを提案する。隔壁によって五廟らしくなるからだろ

うか。なにより、太祖と祭主の間の世数を基準として同時に夾室（祧廟）に移すので、「対偶偏枯」を避けることができるという。即位の序列については「坎」の有無によって配置が異なり、林駿声としては、仕切りで相互に「坎」を隔て左を尊位にした方が同一世代間での即位の先後を反映できるので望ましいようである。これなら、昭位は昭の側の内側、穆位は穆の側の内側に移つても、「坎」内部の神主の位置はそのままでよい。

琉球側では、中国に諸侯の廟が実在しないことから、閔帝廟など福建省内の祠廟も見学していたようである。そして注目すべきは、異論として『読礼通考』に依拠して「兄弟異昭穆論」を提示していることである。そこには尚灝王の「世統」と太廟・寝廟における「廟統」とを齊一にしたいという意図が垣間見えるが、これについても君主だからこそ父子の名分も両立させることの重要性を指摘され、万斯大と蔡德音の「兄弟同昭穆論」を選択せざるを得なくなつた。

その後からは、琉球側からの問いに対する一問一答となつている。なお、最後にあつて注目すべきは、「総牌」を仕立てて祀りたいという意向について、林駿声が神主は各自一位ごとに独立している根拠を示しつつ、疎遠になるにつれ祭祀のあり方と場を変えていく礼の趣旨を述べ、それと齟齬をきたすものとして否定していることである。状況として、太廟と寝廟に同一神位につき二つの神主を奉安しているが（崇元寺を含めると三つ）、寝廟のそれを神御のごとく神主に似て非なるものとして位置づけるとして（太廟神主は祧廟に移されるが、寝廟のそれは毀瘞される）、総牌は神主と同等な存在であつて神御と見なすことはできないという認識に基づくのであろう。

結果として、寝廟は破却するには及ばないという言葉が得られた反面、「坎」によって神主を隔てないと「対偶偏枯」を招きかねないというので、尚円王以外の同一世代の神主は同時に太廟から祧廟へと移されること、

寝廟でも祭祀対象は太廟と同じくすることなどを受容することになつたといえる。

廟制求教 下巻

古者世各一廟廟奉一主此循父子相繼之常也至變爲以兄繼弟以叔繼姪則世次難定萬充宗立爲同廟異室之說固爲斟酌蓋善矣今貴國太廟只總建一殿中奉五世向無異室據現在所奉之主太祖以下名雖四親實只兩世君長一國而祀不及高曾於禮未當宜從萬氏兄弟同昭穆之說以溫灝二王爲一世成育二王爲一世仍奉穆王哲王既祧之主復入太廟以合五世晉復豫章唐復代宗宋復翼祖前代屢有行之者惟既復之後廟則五世而七主既不能爲同堂異室之制又不能如古有祔各藏其主則宜就龕之廣狹隔爲五坎中奉太祖百世不祧左昭右穆以奉四親新主復入則以次遞遷如或兄弟相繼則竝附一坎而不遷彷彿晉坎室之意而挾其制庶幾世數分明昭穆不紊繼世而後不至有對偶偏枯之弊亦變通之一法也

古者は、世各一廟、廟は一主を奉る。此れ父子相い継ぐるの常に循るなり。変に至り兄を以て弟を継ぎ叔を以て姪を継ぐを為せば、則ち世次定め難し。万充宗、同廟異室の説を立てて為し（一）、固く斟酌を為し蓋し善し。今、貴國の太廟ただ一殿を総建し中に五世を奉じ、向に異室無し、現在奉ずる所の主太祖以下に拠るに名は四親たりと雖ども、実はただ兩世の君長のみ。一国にして祀高曾に及ばざれば、礼に於て未だ当らず、宜しく万氏兄弟が昭穆を同じうするの説に従い（二）、温・灝二王を以て一世と為し、成・育二王をば一世と為し、仍て穆王・哲王既に祧するの主を奉じ復た太廟に入れ、以て五世に合すべし。晋豫章を復し（三）、唐代宗を復し（四）、宋翼祖を復し（五）、前代しばしば之を行ふ者有り。惟だ既に之を後廟に復すれば、則ち五世而ち七主にして既に同堂異室の制を為す能わず、又た古の如く祔有り各其の主を蔵むこと能わずんば、

則ち宜しく龕の広狭に就きて隔てて五坎を為し、中に太祖を奉じ百世不祧とし、左昭右穆とし、以て四親を奉り、新主復た入れば則ち以次通遷し、如し或いは兄弟相繼がば則ち一坎に並耐して遷さず、晋が坎室の意を彷彿として其の制を挾まば、世数分明にして、昭穆紊れず、世を継ぎて後、対偶偏枯の弊有るに至らず、亦た変通の一法に庶幾からん。

(一) 万斯大「兄弟同昭穆」(『学礼質疑』、『皇清経解』卷四九、『五礼通考』卷五九、収録)。充宗は万斯大の字。

(二) 万斯同・万斯大兄弟。万斯同は『明史』編纂において中心的役割を果たした。内藤湖南『支那史学史』2(平凡社、東洋文庫559、一九九二年)、五二頁参照。

(三) 豫章府君は元帝の六世祖。『晋書』卷一九、礼志上「及元帝崩、則豫章復遷」。

(四) 代宗は宣宗の高祖父、宣宗先代の敬宗・文宗・文宗兄弟の五世祖。『旧唐書』卷二五、礼儀志五、会昌六年五月の礼儀使の上奏と勅を参照。

(五) 翼祖は太祖・太宗の祖父。『宋史』卷一〇六、礼志、宗廟之制、崇寧四年を参照。

茲有懇者

既祧之主不可仍入寝曾蒙批覆惟先王尚穆實係今王之高祖五服未絶應否當請回寝廟抑或以前已就祧不可仍入寝廟乎

茲に懇む者有り。

既に祧するの主仍て寝に入る可からずと曾て批覆を蒙れり。惟だ先王尚穆は実に今王の高祖に係り、五服未だ絶えず。応に寝廟に請回するに當るべきか否か。抑或いは以前已に祧に就けば仍て寝廟に入る可からざるか。

如從萬氏之說則穆王哲王二主不特可入寝廟竟可奉還太廟以合五世之數如し万氏の説に従わば、則ち穆王・哲王が二主は特だ寝廟に入る可からざるのみならず、竟に太廟に奉還し以て五世の數に合わす可し。

古者前廟後寝廟以藏主寝以藏衣冠但敝國所建寝廟即準天朝奉先殿之制係奉五世神主□晚焚香年節設饌行禮如據寝以藏衣冠之說擬將五世先王衣冠別儲一庫於後仍可奉主以祀乎

古者は、廟を前にし寝を後ろにす。廟は以て主を藏め、寝は以て衣冠を藏む。但だ敝國の建つる所の寝廟、即ち天朝が奉先殿の制に準えれば、五世の神主を奉じ□晚焚香し、年節に饌を設け礼を行うに係る。如し寝以て衣冠を藏むるの説に拠らば、五世先王の衣冠を將て一庫を後に別儲するを擬り、仍て主を奉じ以て祀る可きか。

寝廟既經設主驟然毀瘞亦駭聽聞照舊敬奉可也惟於奉祧之後太廟之主遷入夾室寝廟之主自宜毀瘞蓋廟不容有二主也衣冠別儲一庫亦合禮制可以奉行寝廟既經に主を設くるに、驟然として毀瘞すれば、亦た聽聞を駭かしめん。旧に照して敬奉するは可なり。ただ奉祧の後より、太廟の主は夾室に遷入し、寝廟の主は自ら宜しく毀瘞すべし。蓋し廟に二主有るを容れざればなり。衣冠をば一庫に別儲するも亦た礼制に合い、以て奉行す可し。

主必有祔其制已久但敝國奉主係總立一神龕分列五代難以間隔今擬就神龕之尺寸幾許勻分五位辟如龕闊一丈五尺每主應勻三尺主各居中有祔主者即列於其主左右仍以兄弟分別果可行乎

主に必ず祔有り。其の制已に久し。ただ敝國が奉主一神龕に総立し五代に分列するに係るのみ、間を以て隔ち難し。今、神龕の尺寸幾許に就きて五位を勻しく分ち辟け、龕の如きは闊一丈五尺、主毎に應に三尺に勻

しくすべく、主は各おの中に居らしめ、耐主有れば即ち其の主の左右に列ね、仍て兄弟を以て分別するを擬る。果たして行ふ可きか。

既係總立一龕宜照龕之尺寸隔爲五坎而後世數始明夫隔之非疎也譬如父子誼本至親而居必異室以位有所別則親者尊矣如不隔以坎今雖七主對偶適均繼世而後新主復入必至昭多穆少昭少穆多對偶偏枯之弊

既に一龕を總立すれば、宜しく龕の尺寸に照して隔てて五坎と爲し、而して後に世數始めて明らかすべし。夫れ之を隔つも疎むに非らざるなり。譬うれば父子の誼（義）は本より至親なり、而れども居は必ず室を異にするが如く、位を以て別つ所有れば、則ち親しき者は尊なり。如し隔つに坎を以てせざれば、今、七主對偶すると雖ども、適均に世を継ぎ而して後に新主復た入れば、必ず昭多穆少昭少穆多、對偶偏枯の弊に至らん。

宋建欽先孝恩殿以及前明建奉先殿俱云以奉神御御係是主否

宋は欽先孝恩殿を建て以て前明の奉先殿を建つるに及び、俱に云うに以て神御を奉ずと。御は是主に係るか否か。

神御係御容非主也

神御は御容に係り主に非ざるなり。

大明會典隆慶六年奉祧宣宗皇帝神主儀謂太常侍官同内執事官奉遷宣宗皇帝神主衣冠并奉享林幔儀物于後殿（…）其奉先殿宣宗皇帝神位亦奉遷于德祖暖閣内左既曰神主又曰神位是於二者有分別否

『大明會典』。隆慶六年（一五七二）、宣宗皇帝神主を奉祧するの儀に謂く「太常侍官、内執事官と共に、宣宗皇帝の神主衣冠並びに奉享林幔儀物を後殿に奉遷し、其れ奉先殿、宣宗皇帝の神位も亦た德祖暖閣内の左

に奉遷す」と（二）。既に神主と曰い又た神位と曰う、是に於て二者に分別有るか否か。

（一）万曆『大明會典』卷八七、礼部四五、廟祀二「奉祧」を参照。宣宗は明朝第五代宣德帝（位一四二五〜一四三五年）、隆慶帝（穆宗）の五世祖。德祖は明太祖の高祖父玄皇帝。

位坐次也凡神棲依之所曰神位或設主或奉像均稱爲神位蓋位所以安置其主與像之地也惟奉先殿只奉御容而已

位は坐の次（場所）なり。凡そ神棲の之に依る所は神位と曰い、或いは主を設け或いは像を奉じ、均しく稱して神位と爲す。蓋し位は以て其の主と像を安置する所の地なり。惟奉先殿はただ御容を奉ずるのみ。

廟中排列主位以入廟先後分昭穆乎抑以世次分昭穆乎如先王尚灝係今王之祖尚育係今王之父以祖禰之親而論則三主宜居中但各有耐主而溫又爲灝兄成亦爲育兄其主應作何序列乎

廟中排列の主位、入廟の先後を以て昭穆を分つか。抑世次を以て昭穆を分つか。先王尚灝の如きは今王の祖に係り、尚育は今王の父に係る、祖禰の親を以て而ち論ずれば、則ち二主宜しく中に居り、た各耐主有り、而して温も又た灝が兄爲り、成も亦た育が兄爲り、其の主心に作すに何なる序列たるべきか。

廟中主位以世次分昭穆同昭穆則以立之先後分位次有隔坎則以居左者爲尊無隔坎則以近於太祖者爲尊臣不躋君雖兄不先弟也況灝育又皆爲弟乎

廟中の主位、世次を以て昭穆を分ち、昭穆を同じくすれば則ち立つるの先後を以て位次を分ち、隔坎有れば則ち左に居る者を以て尊と爲し、隔坎無ければ則ち太祖に近き者を以て尊と爲し、臣は君に躋らず、兄

と雖ども弟より先にせざるなり。況んや瀨・育も亦た皆な弟為るに
おいておや。

以上諸條

統乞老先生大人察斷賜示批覆以便帶回遵照施行實深感激之至切懇

咸豐五年二月 日琉球國都通事阮孝銓頓首拜具

以上の諸條

老先生大人に察斷し賜示批覆せんことを統乞し、以て帶回し遵照施行に
便たり、実に深く之に感激すること至て切懇なり。

咸豐五年二月 日 琉球國都通事阮孝銓頓首拜具す

問 祧則無廟（下有）既事則復其主於廟而藏之所謂廟者何指

問う。祧せば則ち廟無しと、下に有り、既に事^{つか}うれば、則ち其の主を廟
に復し而して之を蔵む、と。謂う所の廟とは何を指すか。

自漢以來無瘞主凡既祧之主皆入夾室夾室猶所謂歷代廟也復其主於廟而藏
之即復於夾室之中

漢自り以來、瘞主無ければ凡そ既に祧するの主は皆な夾室に入り、夾室
は猶お謂う所の歷代廟のごときなり。其の主を廟に復し而して之を蔵む
とは、即ち夾室の中に復すなり。

問 明建奉先殿以奉神御亦有藏衣冠於其内否

問う。明、奉先殿を建てて以て神御を奉ず。亦た衣冠を其の内に蔵むこと
有るか否や。

奉先殿奉御容原有藏儲衣冠之所

奉先殿は御容を奉り、原より衣冠を蔵儲するの所有り。

問 本朝定制太廟而外更有幾廟且各廟所奉或立主或藏衣冠有何分別

問う。本朝太廟を定制し而れども外に更に幾廟有り、且つ各廟の奉る所
或いは主を立て、或いは衣冠を蔵む、何れの分別有らん。

本朝廟制只一太廟其奉先殿所有奉御容併藏衣冠悉循前明之制惟天地壇中
別有設廟以奉先皇帝配享之主當冬至祭天夏至祭地之日各出其主而配享之
此係皇家尊崇祖考之鉅典非貴國所可行祭天曰郊祀地曰雩

本朝の廟制、ただ一太廟のみ。其の奉先殿、有つ所の御容を奉じ併せて
衣冠を蔵め、悉く前明の制に循る。惟^{ただ}天地の壇中に別に廟を設くること
有り、以て先皇帝配享の主を奉ず。冬至に天を祭り夏至に地を祭るの日
に当れば、各其の主を出して之を配享せしむ、これ皇家が祖考を尊崇す
るの鉅典に係り、貴國の行^う可き所に非ず。天を祭るを郊と曰い、地を
祀るを雩^うと曰う。

成王既入廟其後瀨王亦入廟今以其主耐溫王竝列于昭竟以成主同育主却奉
于穆寔似先入廟者退立於下後入廟者升立於上則合以立之先後爲昭穆之理
乎又不躋僖先閔之逆祀乎

成王既に廟に入れば、其の後、瀨王も亦た廟に入る。今、其の主を以て
溫王に耐^たし竟^{けい}に並列し、成王を以て育主と同じくす。却て穆に奉ぜば、
寔に先に廟に入る者退き下に立ち、後に廟に入る者升りに立つが似し、
則ち合に立つるの先後を以て昭穆と為すの理なるか。又た僖を躋し閔に
先にするの逆祀ならざるか。

溫王成王自應各爲一世分居昭穆至瀨王以叔繼姪猶之以兄繼弟以弟繼兄遭

世傳之變只筭爲及不得拘以父子各爲一世而言故其主當耐于溫王如此則高曾祖禰之世次方不紊矣

躋僖先閔史譏爲逆祀固已但灝王爲成王之叔父論世序其位自應居先惟嘗爲成王之臣而主竟升于其上似有未便處如史所譏爲逆祀者故當用以隔坎不至顯然相臨至裕祭時升主于堂仍以立之先後爲序則世次與昭穆二者俱可不紊矣況溫王在昭位成王自應在穆位乎即以灝王居昭位與躋僖先閔之說亦有辨溫王・成王、自応に各一世爲れば、昭穆に分居し、灝王に至り叔を以て姪を繼ぐは、猶お之兄を以て弟を繼ぎ、弟を以て兄を繼ぎ、世伝の変に遭い、ただ及を爲すを筭え拘るを得ず、父子を以て各一世と爲して言う、故に其の主当に温王に耐すべし、此くの如くすれば則ち高・曾・祖・禰の世次、方めて紊れざるなり。

僖を躋せて閔の先とし、史譏り逆祀と爲す。固より已にただ灝王は成王の叔父爲り。世序を論ずれば、其の位自応に先に居るべし。惟だ嘗て成王の臣爲り、而れども主竟に其の上に升せば、未だ便ならざる処有るが似く、史の譏る所の逆祀と爲すが如き者なり、故に当に用うるに隔坎を以て顯然と相い臨むに至らざるべし。裕祭の時に至り、主を堂に并せ、仍て立つるの先後を以て序と爲せば、則ち世次と昭穆二者とは俱に紊る可からざるなり。況んや温王昭の位に在れば、成王自応に穆の位に在るべし。即ち灝王を以て昭の位に居らしむれば、「躋僖先閔」の説と亦た弁うこと有り。

寢廟神主位次式（※本図は次章で示す） 有隔坎圖 無隔坎圖

前蒙批示父子異昭穆兄弟則同昭穆如或以弟繼兄以叔繼姪應各耐其主於兄弟之班不得竟分爲一世固見明確但查讀禮通考有議謂禮爲人後者爲之子以正父子之道定昭穆之義不拘定祖功宗德二廟之說又賈氏云當其生也既可以

諸父昆弟爲臣則其死也豈不可以諸父昆弟爲子竟謂弟繼兄之統弟卽子也兄繼弟之統兄亦子也竝謂王侯之禮與臣庶不同王侯以承祧爲重其祧則爲之子矣復引僖公爲閔公行三年之喪以爲證據此諸說似兄弟亦有可異昭穆之理乎伏乞老先生大人察斷賜覆以破疑議以便遵循是感

琉球國都通事阮孝銓拜求

前に批示を蒙るに、父子昭穆を異にし、兄弟なれば則ち昭穆を同じうし、如し或いは弟を以て兄を繼ぎ、叔を以て姪を繼ぎ、応に各其の主を兄弟の班に於て耐すべく、竟に分ち一世と爲すを得ず、と。固見明確なり。ただ『読礼通考』を査ぶるに、議有りて謂く「礼に人の後と爲る者は之が子と爲り、以て父子の道を正し、昭穆の義を定む、祖功宗德二廟の説に拘定せず」と（一）。又賈氏云く「其の生に当るや、既に諸父昆弟を以て臣と爲す可く、則ち其れ死するや、豈に諸父昆弟を以て子と爲す可からざらん」と（二）。竟に謂く「弟、兄の統を繼げば、弟は即ち子なり。兄、弟の統を繼げば、兄も亦た子なり」と（三）。並びに謂く「王侯の礼は臣庶と同じからず、王侯は祧を承くるを以て重きと爲し、其れ祧すれば則ち之が子と爲るなり」と（四）。復た僖公が閔公の為に三年の喪を行うを引き以て証拠と爲す（五）。此の諸説、兄弟の似きも亦た昭穆を異にす可きの理有る可。

伏して乞うらくは、老先生大人、察断賜覆し以て疑議を破り、以て是感に遵循するに便ならしめんことを。

琉球國都通事阮孝銓拜求す。

（一）徐乾学（撰）『読礼通考』卷一九喪期、国恤二「兄弟相繼之主爲先君」に「礼為人後者爲之子以正父子之道、定昭穆之義実正論也、而乃拘於祖功宗德二廟之說、則反不合於春秋之旨矣」とある。

（二）十三經注疏『周礼注疏』卷二二、家人「家人掌公墓之地、辨其兆域而爲之凶先王之葬居中以昭穆爲左右」、賈公彦疏「若然兄死弟及

俱為君、則以兄弟為昭穆、以其弟為己臣、臣子一列、則如父子、故別昭穆也、必知義然者」。(一) 附録も参照。

(三) (一) 「兄弟相繼之主為先君」に徐乾学の言説として「王侯之家臣子一例、當其生也、既可以諸父昆弟為臣、則其死也、豈不可以諸父昆弟為子、故弟而繼兄之統、弟即子也。即兄而繼弟之統、兄亦子也」とある。

(四) この文は(三)と同じく徐乾学による。「或曰兄弟不可以為子而子之是乱天倫之序也、而可乎曰王侯之礼与臣庶不同、王侯以承祧為重承其祧則為之子矣」。

(五) この文も(四)に続く徐乾学による。「觀閔公之薨、僖公行三年之喪、是固子為父之服矣。既服子之服而不正子之名無是理也。或曰若是古不云兄弟昭穆同乎、而奈何其乱之也、曰此亦諸儒之說礼経未嘗有是也。若兄弟果同昭穆、則夏父此舉、昭穆原来之紊也。魯之有司何為責夏父以非昭穆乎、乃知魯有司之言、断以賈公彦『周礼』疏為正、而孔子仮昭穆以言之之說不可抛以為信也」。

為人後者為之子此就昭穆相當為嗣子者言之明不宜重生也若兄弟相繼則存其祀可矣不必為之後故同廟異室之說歷朝所以皆行如必以受國者為後則兄弟各為一世侯國五廟太祖以下只及四親設兄弟五人相繼而(立則)祀並不及父不特生者之心不安即死者有靈亦隱痛父之不食矣

王侯之禮雖與臣庶不同然父子兄弟之倫亦千古不廢故禮曰天子必有父諸侯必有兄也如必以承祧者為重無論兄弟叔姪但受其國者即為之子是兄竟可為弟子叔竟可為姪子則只知有國而已而人倫大壞

人の後と為る者之が子と為る、これ昭穆相當が嗣子と為る者に就きて之を言わば明らかなり。宜しからざるは生ずる所をば重ねるなり。若し兄弟相繼がば、則ち其の祀を存するは可なり、必ずしも之後と為らず、

故に同廟異室の説、歴朝以て皆な行う所にして、如し必ず国を受くる者を以て後と為さば、則ち兄弟各^{おのの}一世と為り、侯国五廟、太祖以下ただ四親に及び、設し兄弟五人相繼ぎ而して立たば、則ち祀並びに父に及ばず、特だ生者の心安んぜざるのみならず、即ち死者に靈有り、亦た父の不食を隱痛す。

王侯の礼、臣庶と同じからざると雖ども、然れども父子兄弟の倫も亦た千古廢れず、故に礼に曰く「天子必ず父有り、諸侯必ず兄有り」と(一)。如し必ず祧を承くる者を以て重きと為し、兄弟叔姪を論すること無く、ただ其の国を受くる者を即ち之が子と為さば、是兄竟に弟が子と為す可く、叔竟に姪が子と為す可しとせば、則ちただ国を有つを知るのみ、而して人倫大いに壞る。

(一) 『礼記』祭儀「至孝近乎王、雖天子必有父。至弟近乎霸、雖諸侯必有兄」。

敵國廟内所奉之主有寫某某神主抑有寫某某神位二者並用未知孰為合式嘗視省中各祠宇其主亦有寫神位二字則神主之與神位有無分別乎

敵國廟内の奉ずる所の主に某某神主と写すもの有り、抑^{おそ}某某神位と写すもの有り、二者並用し、未だ孰れが合式為るか知らず。嘗て省中の各祠宇を視るに、其の主も亦た神位二字を写すもの有れば、則ち神主の神位とは分別有るか無きか。

主所以棲神也人子之於親不忍一日使無依故作主以奉之且主上寫高曾祖廟某某公係是子孫祀其先代以古人作桑主作栗主之說推之固當寫以神主二字為妥至省中祠宇其主有寫用神位者大約其祖宗係屬前朝之人遙隔數十代應在就毀之例又非若太祖為百世不祧不應稱主而稱以神位此固有辨又文廟中如復聖顏子神位先賢冉子神位以及武廟後殿聖父某某公神位之類均屬外神

故但以神位稱之

主は以て神を棲す所なり。人子の親に於けるや一日も依ること無からしむに忍びず、故に主を作り以て之を奉ず。且つ主上の高・曾・祖・禰をば某某公と写すは是子孫其の先代を祀るに係る。古人桑主を作り粟主を作るの説を以て之を推せば、固より当に写すに神主二字を以てするを妥と為すべし。省中の祠字に至りては、其の主をば神位と写用する者有り、大約其の祖宗前朝の人に係属し、遙かに数十代を隔つ、応に就毀の例に在るべし、又た太祖の若く百世不祧爲るに非ずんば応に主と稱すべからず而れども稱するに神位を以てするは、此れ固より弁うこと有り。又た文廟中の復聖顔子神位（一）・先賢冉子神位（二）が如き及び武廟後殿の聖父某某公神位の類（三）、均しく外神に属す。故にただ神位を以て之を称す。

（一） 顔子、顔回（字淵）。孔子の弟子。十哲として文廟（孔子廟）に従祀された。

（二） 冉子、冉求（字有）。孔子の弟子。十哲として文廟（孔子廟）に従祀された。

（三） 武廟、関帝廟。清代において武廟での祭祀が盛んであったことは、趙翼『陔余叢考』卷三五「関壯繆」を参照。

別設總牌序立各神號惟於遠代可行之以其漸遠漸疏不妨從簡也若寢廟之主係在五服之内親猶未盡豈可序列於總牌乎

別に総牌を設け、各神号を序立するは、惟だ遠代に於て之を行う可し。其の漸遠漸疏なるを以て、簡に従うを妨げざるなり。若し寢廟の主五服の内に在るに係らば、親猶未だ尽きず。豈に総牌に序列す可けんや。

〔廟制求教〕下巻了

第三章 考察

これまで、第二尚氏一六世数一九代における王位継承では、初代尚円王の弟（尚宣威王）が在位わずかで退き年少の尚真を即位させたことがあり、尚真王の嫡子を差し置き庶弟が王位に即いたことがあり（尚清王）、実子がいないが年齢の離れた実弟尚久ではなく傍系から迎えた嗣子尚寧に継承させたこともあり（尚永王）、同一世代（尚寧王・尚豊王）ないし兄弟間の継承を余儀なくされたこともあった（尚賢王・尚質王）。また、世子（尚純、尚哲）に先立たれ孫（尚益、尚温）に王位を継がせることもあった（尚貞王、尚穆王）。ましてや、王子の身分から浦添按司家の嗣子となった尚灝が幼君の甥尚成から王位を継承するという事態は、決して想定してはならないことであつた。父相統のみが常態であつて、それ以外の起こりうる変則的な事態について予め典範を制定しておくことはできず、それが顕在化してから、先君に対する祭祀について善後策を考えるしかなかったのである。それは、王族にとつて重大問題でもあるが、筋の通つた後世の規範となる法式を樹立する機会となる。そのために原理を確認して懸念を解消しておく必要があつた。

最大の課題は、「逆祀」を避けることである。しかし、何を以て先君の上位に位置するのか、その有り様は実のところ明確ではない。「寢廟神主位次式」における二つの図を比べると、尚穆王と世子尚哲を戻して、尚円王から見ると左側を尊、右側を卑とするという点は共通する。そして、尚円王を起点として同一の世代である尚温王・尚灝王、尚成王・尚育王は、それぞれ同じ昭穆とされていることが分かる。

ただし、神主の間に隔壁を設けた場合とそうでない場合とでは、神主の配置と祧廟の時期に差異が生じ得る。前者（有隔坎図）では、尚灝王の先代の尚温王が左端に位置している。これに対して、右端は尚育王が位置している。この非対称性は、隔内は廟宇の代替であり、それぞれの

隔の中では左側の坎(座)が相対的に上位にあるという観念を表しているのであろう。そして、各神主が別々に移ると仮定すると、尚穆王が退くと尚哲がその位置に移り、空いた尊位に尚灝王がスライドし、その右に尚泰王が入るのかもしれない。いずれにせよ尚円王の左右では尚泰王の玄孫が祭主の時に尚成・尚育二王が残ることになる。ただし、神主が太祖(百世不祧)たる尚円王を不動の軸として左右に移動する場合、太祖の左右を昭穆の位置に固定化することはできない。崇元寺の先王廟では、舜天を軸として世代ごとに左右交互に配置し、歴代の王と世子の神主は廟から出て行くことはないので問題ないけれども、円覚寺太廟では、尚円王の左右が自ずから昭穆の位にはならないのである。それでも、左右は世数と王位の先後関係の序列を示す基準として重要となる。

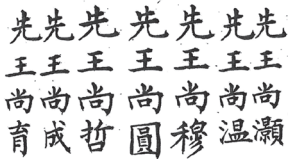
後者(無隔坎図)のように、隔壁を設けないとすると、尚灝王が左端になるが、尚育王も右端に位置しており、対称性がある。この時点では、五廟として安定しているが、尚泰王の玄孫が祭主の際にも、五世祖尚育王と尚成王の神主が残る。尚温・尚灝と尚成・尚育の神主は同時に移さざるを得ない。尚温王・尚灝王、尚成王・尚育王の間を仕切っていないことか

有隔坎圖



寢廟神主位次式

無隔坎圖



【図1】 (那覇市歴史博物館提供)

ら各神主を別々に移すと、そうなるだろう。もし二主を同時に移すのなら、左右に移るたびに先に即位した神主を尚円の側に寄せるはずなので、どちらかというの後者の方が、世代と即位の序列の双方とも整合的である。いずれにせよ、即位の順序に神主を配置して、尚温王・尚成王父子の神主を先に廟から出して祭祀を止めるといふ思惑は実行しがたい。

次に懸念されているのが、「対偶偏枯の弊」であるが、これは、禘祭を行う際に問題となる。朱子にとつては、天子の場合、君臣関係を重視して即位の順序をもつて昭穆を分け、禘祭においては周の武王や康王のように父祖に譲りあえて対面しないことも図示しているので、問題とは認識していなかったようであるが、馬端臨など後代の学者が重大視するようになった。¹¹ 参考までに清朝の「太廟禘祭位次」を掲示する。拝位は嘉慶帝の座であり、対面する肇祖原皇帝(フクリヨンシヨシ)・興祖直皇帝(フマン)・景祖翼皇帝(ギオチャンガ)・顯祖宣皇帝(タクシ)は太祖ヌルハチの四親祖であり、太宗ホンニタイジ・世祖(順治帝)が昭穆に則り左右に位置している。¹³ 拝位の両側には聖祖(康熙帝)・世宗(雍正帝)・高宗(乾隆帝)とその皇后が配され、父子が対面している。

この大祭を仮に琉球で行うとして、先王廟において東面する舜天を拜する現国王の両側(南北)に神主を配置すると、昭と穆の神主が対面する。父子継承の場合、常に父子対面となるが、複数の兄弟や従兄弟間で継承した場合、昭穆の列に著しい長短が生じることになる。先王廟では歴代の王統を祀るので、祖先祭祀として純粹でないが、太廟においては、現状では穆・哲・温・成、灝・育の父子が対面する(無隔坎図の場合)。ただし尚泰の神主が入る際、温・哲父子を対面させると、泰は父育と対面できるが、灝は甥の成に対面してしまう。このねじれも泰の孫が祭主となると、四世六位全て父子対面となる。しかし、その次の世代に温の神主だけ外すと、また灝・成対面となってしまう。

「周九廟之図并円覚寺御廟之図」の最後の図を見ると、尚泰王が入る前提で、既に尚穆王が退き、その位置に尚哲が移っており、これに伴い温・灑と成・育も左右交替している。同じ世代でも後に即位した灑と成を前に出して序列を示そうとしているようだが、禘祭の際には灑・成対面になることが問題視されているようである。こうした事態を避けるには、温・灑を同時に移し、成・育も同様にするしかない。

この時も「万万世」存続すべきと、固く信じていたであろう第二尚氏の王家と王府の人々にとつて、「廟制求教」や「周九廟之図并円覚寺御廟之図」など中国からもたらされた廟制に関する文献（唐習請書）には、

宣 皇 后 位	直 皇 后 位	興 祖 直 皇 帝 位	原 皇 后 位	景 祖 翼 皇 帝 位	翼 皇 后 位	太 祖 高 皇 帝 位	孝 慈 高 皇 后 位	世 祖 章 皇 帝 位	孝 惠 章 皇 后 位	孝 康 章 皇 后 位
宣 皇 后 位	直 皇 后 位	興 祖 直 皇 帝 位	原 皇 后 位	景 祖 翼 皇 帝 位	翼 皇 后 位	太 祖 高 皇 帝 位	孝 慈 高 皇 后 位	世 祖 章 皇 帝 位	孝 惠 章 皇 后 位	孝 康 章 皇 后 位
宣 皇 后 位	直 皇 后 位	興 祖 直 皇 帝 位	原 皇 后 位	景 祖 翼 皇 帝 位	翼 皇 后 位	太 祖 高 皇 帝 位	孝 慈 高 皇 后 位	世 祖 章 皇 帝 位	孝 惠 章 皇 后 位	孝 康 章 皇 后 位
宣 皇 后 位	直 皇 后 位	興 祖 直 皇 帝 位	原 皇 后 位	景 祖 翼 皇 帝 位	翼 皇 后 位	太 祖 高 皇 帝 位	孝 慈 高 皇 后 位	世 祖 章 皇 帝 位	孝 惠 章 皇 后 位	孝 康 章 皇 后 位
宣 皇 后 位	直 皇 后 位	興 祖 直 皇 帝 位	原 皇 后 位	景 祖 翼 皇 帝 位	翼 皇 后 位	太 祖 高 皇 帝 位	孝 慈 高 皇 后 位	世 祖 章 皇 帝 位	孝 惠 章 皇 后 位	孝 康 章 皇 后 位

【図2】「太廟祭位次（一部）」（『欽定大清会典図（嘉慶朝）』巻10、礼制）

温・灑二つの国王家統（世統）を同等に扱わなければ、尚円を元祖とする歴代国王の祭祀を整合的に執り行うことができないことを明確に認識させる論理を有していたのである。

他方において、君主となった者に限っては、兄弟を同一世代としないという認識が、清代にも存在していたことは、三代皇帝真宗を伯父太祖の孫とする北宋の廟議をめぐる、徐乾学の言説に明らかである。¹⁷ 徐乾学は明末清初の碩学顧炎武の甥であり、康熙帝の信認厚く明史館や一統志館を総裁し、『説礼通考』は『続資治通鑑』と並ぶ大著である。¹⁸ 徐乾学の説は、尚温王と尚灑王兄弟、従兄弟の尚成王と尚育王の神主をどのように扱うのか、廟から出す順序と関係するので、琉球側にとつては選択肢を増やす上で重要であると見なされたようであり、『五礼通考』に先行する『説礼通考』を取り上げることで林駿声からの言質を期待していたのかもしれないが、即位の序列を重視するあまり父子の名分が立たないような宗廟祭祀はあり得ないことだと退けられている。

さらに、「廟制求教」により、琉球でいうところの寝廟というものが、太廟の背後に附設して遺品を安置する部屋ではなく、同一の祖先の神主を複数の廟で祀る「原廟」にはかならないことが明確になったと思われる。それでも、宮城内に景靈宮や奉先殿などと称する殿閣を建立して神御を奉安し祭祀を行うこと自体は、宋代以降の中国でも慣例化していることが分かった。²⁰ そこで、首里城内の寝廟を同様な祖先祭祀施設として位置づけ、名称はそのままとして（実際には合名の位牌が奉安されており、その称谓は神位であった）、²¹ 神主も先祖の靈に配慮して撤去せず、さらに尚穆王と世子尚哲を加え、太廟と同じ神主配置にするという、寝廟の祭祀対象を太廟と斉一にする原則が示された。その結果として、太廟と寝廟とが同じ原理で祭祀対象を共有することになり、寝廟でも温・灑二つの国王家統（世統）を同等に祀ることになった。

琉球宗廟における神龕は、かつて円覚寺の住持が幸領していたことがあり、各王代をそれぞれ一世として、すべて「百世不祧」としていた。この法式だと、円覚寺境内の狭い廟所はいずれ一杯となる。こうなると、一つの位牌に全ての王号を銘記することが求められるだろう。後に「イフェー」「イバイ」「トートーメー」として沖縄県内に普及する位牌がまさにそれなのであるが、これは札を挿し加えるだけでよく、仕立て直しても古いからこそ削除するには忍びないので、遠い世代の祖先が祭主の四親祖と同じ祭祀をいつまでも受け続けることになる。

林駿声との問答で明言されたように、各神主は太廟に一位だけしか存在してはならないことから（先王廟にも神主が安置されてはいるが、冊封における論祭のたびごとに太廟から移すというのは問題外であったようである）、当山里主親雲上は寝廟で祀るための「総牌」という台名の位牌の可否を二度も質問している。これは林駿声によって不可とされた。尚敬の王代に太廟に祧廟が設けられたが、やがて逆行するかのよう「神主」に変えて「屏牌」を仕立てたという。この「屏牌」の記銘が昭穆に準じているのか、尚敬王以下がどうなったのか全く不明である。ただし、「親親」の観点から諸侯の太廟において祭祀が認められるのは太祖および亡父から高祖父までであった。五世祖以降の神主は祧廟に移し、さらに遠く「鬼」となった祖先を対象とする祭祀は必要な場合に「壇墀」で行い、それもいざ止めるといのが「廟制求教」で示された祖先崇拜の礼であった。しかしながら、「総牌」「屏牌」の類が存在するようでは一貫性を欠くのである。

かつて太廟には尚円王と並行して尚真王を軸とする祭壇があったという。²⁴その後、尚穆王の冊封のため来琉した周焯の『琉球国志略』巻七祠廟によると、円覚寺には三つの龕があったという。中央の龕の中心は尚円王、左が尚貞（十代）・尚益（十二代）、右が尚純（十一代）・尚敬（十三

代）で尚穆王の四親祖の神主が配置され、左の龕は王考尚稷（尚円王の父）を軸として左に尚清（三代）・尚豊（七代）、右に尚永（五代）・尚質（八代）が位置し、右の龕は尚真王を軸として左が尚元（四代）・尚賢（八代）、右が尚寧（六代）である。次の李鼎元『使琉球記』巻五・嘉慶五年（一八〇〇）八月一六日条では、「龍淵殿」内の左右で「木主を奉り」「先王の神位を祀り兼ねて祧主を祀り、志略の載す所と同じ」とある。左右の龕が中央の龕を挟んで対面していたのかもしれないが、屏牌から一位ごとの神主に戻され、中央の龕を太廟とし左右を祧廟に見立てていたことが分かる。²⁵同堂異室の制では、祧廟は太廟の西夾室か背後に位置するので、琉球独自の配置といえる。尚穆（十四代）が中央の龕に入ると、尚温王の五世祖尚貞が右の龕に移ったと推測され、尚円と尚稷・尚真を不動の位とし、尚宣威は代数に入れず兄尚円に附し、世子尚純を加えることで、左右の龕はそれぞれ奇数偶数の即位の序列で整合化されている。ただ、これでは、同一世代で移動が同じでも左右別々の龕に入るので（一六代尚温・一八代尚灝、一七代尚成・一九代尚育）、昭穆の弁別ができなくなる。これまでの廟議では、祧廟のあり方については論点となっていないので、そこに至る経緯や最終的な状況は不明である。

神龕については、神主を隔てるための石室ないし神主を収容する石の箱の代替として観念されているが、実際には廟所と祭壇のスペースの関係上、神主をそのまま置くことしかできなかったと考えられる。その場合、尚円を不動の軸として、世代交替のたびに左右に移動させざるを得ないので、ほぼ昭穆通りに配置されている先王廟のようにはいかない。このことを林駿声は指摘しておらず、それは孔継汾の所説に明らかである。²⁷かつて拙稿において、尚泰王以降の神主配置について想定図を示した。これは、尚円王の左右を昭位穆位として固定しているという前提に基づくので、²⁸『周九廟之図并円覚寺御廟之図』に従うと左右の神主配置

が異なるけれども、同一世代を同一の昭穆としたので、それぞれの神主が祧廟となるタイミングは同じである。

琉球側では、「世統」とか「廟統」といった、経書や中国の礼制に言及する典籍に見受けられない語をもって、琉球の立場に合わせた廟制を模索したのであるが、その中国人性識者との非論争的な問答は、かえって中国的な廟制が「逆祀」「昭穆」「親尽毀」といった礼の論理から逸脱できないことを露呈してしまった。尚円を元祖とする二つの君主の家統（世統）を合わせ祀ることは必然になったといえる。これを受けて王府ではどのように対応したのか、これまで若干論じたけれども、なお不十分である。今後は「廟制求教」前後の僉議文書や太廟に加えて祧廟を整備していく尚敬王と蔡温の時代における史料に対して検討を行い、琉球側の宗廟認識と制度をめぐる、それぞれの時代背景と意識を明らかにしたい。

おわりに

本稿では、許される最大限の紙数をもって、少なくとも「廟制求教」上下巻の全内容を掲載することができた。もとより読解と典拠について多くの瑕疵を内包しているが、閲覧できる場所も機会も限られている史料であることから、前近代の東アジアにおける国家的祭祀の研究進展のためにあえて取り上げた次第である。そして、その狭く浅い理解を自覚した上で清代における宗廟制度の認識と琉球側の受容の問題について、具体的な論点を抽出することに努めた。結果として、これまで検討してきた太廟と寝廟における神主配置に関する理解をやや進展させることができたのではないかと考えている。次の具体的課題は、先述の通り、僉議の部分を本稿と関連づけて検討することにより、「廟制求教」のような資料がどのように認識されたのか、琉球側の対応を内面から明らかにしていくことである。

- 1 拙稿「尚家文書『周九廟之図并円覚寺御廟之図』の研究（上）（下）」、『琉球大学教育学部紀要』第九七集、二〇二〇年、第九八集、二〇二一年）を参照。
- 2 陳祥道（撰）『礼書』一五〇卷（『文淵閣四庫全書』經部、礼類五、通礼之属）。『宋史』卷四三三に立伝。廟制については、鄭玄の天子五廟（周以外の王朝）や禘小禘大などの説を否定しており、王安石の主張を補強する立場にあったという。『四庫全書總目』卷二二を参照。柴紹炳（浙江省仁和県）の著述は、『柴氏古韻通』八卷、『正音切韻復古編』一卷、『省軒考古類編』一二卷、『詞韻』二卷、『古韻通略』一卷、『省軒先生文鈔』二二卷外集一卷、『九通提要』一二卷などがある。林喬蔭は乾隆期の挙人（福州府侯官県）で、著述には『三礼陳数求義』『瓶城居士集』などがある。林駿声は同郷の後人。民国『侯官県志』には恩科進士及第以外の事績は記されていない。
- 3 馬端臨（撰）『文獻通考』は、点校本（中華書局、二〇一一年）を参照した。
- 4 秦蕙田（撰）『五礼通考』は、味経窩初刻試印本（聖環図書公司、一九九四年）を参照した。その扉には「讀禮通考附 五禮通考」とある。徐乾学（撰）『說礼通考』は文淵閣四庫全書本（經部、礼類二、儀礼之属）を参照した。
- 5 後者の史料については、拙稿「琉球王朝末期の廟議―寝廟と太廟の神主配置―」（『沖縄文化研究』四七号、二〇二〇年三月）を参照。
- 6 柴紹炳（撰）『省軒考古類編』は、雍正四年（一七二六）、姚培謙校注本を参照（東洋大学東洋文化研究所）。
- 7 林喬蔭（撰）『三礼陳数求義』は、嘉慶八年（一八〇三）誦芬堂刊本二冊本を参照（東京大学東洋文化研究所）。
- 8 「兄弟異昭穆論」については、注1拙稿（二〇二二年）、六〇八頁を参照。
- 9 尚真王の廃嫡された長子浦添王子の家統出身で尚永王の子と同一世代（昭穆相当）の尚寧を嗣子とした。
- 10 朱熹の宋朝太廟に対する上奏は、宋代の文人官僚・士大夫層の大方の認識

や議論と大きく異なっており、その検討は非常に重要な課題である。

- 11 『朱文公文集』と『文献通考』や『五礼通考』に掲載される「周時禘図」には、諸本によって異なるがある。朱熹の太廟祭祀に対する認識を深めるためには、「周時禘図」の改変についても考究する必要がある。

- 12 記録上確認できるのは、ギオチャング以降である。松浦茂『清の太祖 ヌルハチ』（白帝社、一九九五年）、六五頁。満文檔案史料の『先ゲンギエンⅡハン賢行典例』には、天女の子であるブクリⅡヨシヨシ生誕からの開国伝説が記されている。石橋崇雄『大清帝国』（講談社、二〇〇〇年）、第二章と抄訳を参照。

- 13 順治帝は自身ではなく、太祖ヌルハチを基準とし、ヌルハチの父から高祖父までを太廟の祭祀対象にした。この順治五年（一六四八）一月一日（二月二四日）の詔は『歴代宝案』（第一集巻第三号、校訂本第一冊）にも収録されているので、久米村方では参照できたであろう。

- 14 注1拙稿（二〇二二年、図2―5）。

- 15 蔡温修訂『中山世譜』の「歴代国王世統総図」を参照。

- 16 戸部尚書張齊賢の主張。翰林学士宋湜や礼官は反駁し、太祖・太宗兄弟の昭穆が同じであることが確認された。拙稿「北宋の廟議―宗廟における神主配置」（『琉球大学教育学部紀要』第九四集、二〇一九年三月）、五一―五四頁を参照。

- 17 徐乾学（撰）『説礼通考』巻一九、喪期・国恤二、兄弟相繼之主為先君「乾学案真宗乃太祖從子而齊賢欲称孝孫、則是称太宗而祖太祖矣。真宗以太祖為祖、則太宗当以太祖為父、由常情言之鮮不以為驚世而駭俗、揆以三伝議先禰後祖之義、及春秋從祀先公之文、則張公美古之達礼者……至於礼官及宋湜所議則俗儒相沿之陋説、烏足与論先王之定礼哉」。

- 18 内藤湖南『支那史学史』2（平凡社、東洋文庫559、一九九二年）、七七―七八頁。

- 19 神御とは、先祖を偲ぶ御容（肖像画や塑像）である。山内弘一「北宋時代

の神御殿と景靈宮」（『東方学』七〇輯、一九八五年）を参照。

- 20 南宋・李心伝（撰）『建炎以来朝野雜記』巻二「太廟景靈宮天章閣欽先殿諸陵上官祀式」、万曆『大明会典』巻八九・礼部四七・廟祀「奉先殿」、乾隆『皇朝文献通考』巻一一六・一一七、宗廟考一一・一二「奉先殿」を参照。

- 21 拙稿「近世琉球の先王廟と宗廟における昭穆觀念」（『琉球大学教育学部紀要』第九一集、二〇一七年九月）、二四頁【図6】を参照。

- 22 尚真王の時代、宮古・八重山両先島地方を統合する際に首里王府側について仲宗根豊見親の子孫は近世においても忠導氏として十分にあった。その九世孫が仕立てた位牌（二七一年）が宮古島市総合博物館に収蔵されている（資料番号H-79）。仲宗根豊見親が中心頂点に位置し、その側から見ると左に男性、右に女性を配し、法号などの記銘は世代に応じて下げて尊卑の序列を明示している。台座と一体化した漆塗りの重厚な位牌である。上部宝珠瑞雲の内に「元祖」、下部蓮華台に「神位」とあり、「唐位牌」とされているが、この様式の位牌では、祭主以降の世代を祀ることができない。

- 23 『球陽』巻一三、尚敬王二十一年（一七三三）、先王神主改用屏牌「円覚寺左右之神壇奉安先王神主。是年其神主改用屏牌、先王尊諱恭書于此」。

- 24 康熙六〇年（一七二二）刊、徐葆光『中山伝信録』巻五、円覚寺本宗昭穆図。

- 25 その場合、注5拙稿に示した【図2】〜【図5】は尚円王・尚真王を軸とする祭壇のみを前提としているので、推論の範囲に止まる。

- 26 宗廟を一棟にする同堂異室（同廟異室）の制については、注1（二〇二〇年）注16拙稿を参照。

- 27 注1拙稿（二〇二〇年）、八―九頁。

- 28 注5前掲拙稿、一八九頁を参照。

- 29 注21注5前掲拙稿を参照。

〔附記〕本稿はJSPS科研費（JP20K00940）の助成による研究成果の一部である。

A Problem Concerning the Ancestral Ritual of a Royal Family and the Acceptance of the Theory in the Document *Byosei Kyukyo* Compiled in the Form of Questions and Answers with a Chinese Mandarin in the Late Early Modern Ryukyu

Yoshiyuki MAEMURA

Summary

The King of Ryukyu, Sho Kou inherited the throne from King Sho Sei, who was his nephew, and died prematurely in 1804. Thus, a collateral ascendant succeeded to the throne from a lineal descendant for the first time in the second Sho dynasty. If an emperor/king did not have a biological son or grandson, his brother or the paternal first, second, or more distant cousin in the imperial/royal lineage could succeed to the throne. Besides, their sons were able to adapt to the role of the emperor/king (this was the most desirable expediency because they belonged to the same generation as the founder of a dynasty). This succession occasionally happened in East Asian dynasties, although it was thought to be unnatural. Sho Kou succeeded to the throne due to unavoidable circumstances. However, whether to change existing rituals to ancestral worship became a serious problem because Sho Kou's family line was transferred into the main branch of the Sho family. Therefore, the royal court and government ordered officers and scholars to discuss this problem and propose an appropriate style in conformity with the Confucianism standard and Chinese orthodoxy.

This paper involves the revised full text of *Byosei Kyukyo* written by Touyama Satonushi-Peitin, a chief interpreter in 1854 for the last King Sho Tai (r.1848-1879), explications, and Chinese sources. The officers and scholars of the consultation referred to *Byosei Kyukyo*, which was filed as a case record with their views, and the report of Touyama Satonushi-Peitin had a great influence on their judgments. Regarding the first point of the issue, the court must hold ceremonies restricted to the current King's relatives, from his great-great grandfather to his father and their wives, except the first King Syo En. With the last rites for King Sho On (Sho Sei's father) and Sho Kou (they were brothers), Sho Tai's descendants removed their spiritual tablets from altars in temples at the same time and placed the spiritual tablets of Sho Sei and King Sho Iku (Sho Tai's father) (they were cousins) on altars in temples. Regarding the second point of the issue, King Sho Tai must discriminate between generations and pass orders to equally treat the same generation, starting from the founders in the mausoleums. It is important to understand that the dynasty admitted an inviolable theory which the rituals of ancestral worship became less important as the generation progressed, but special treatment was eternally given to the founder.